

令和元年（2019年）9月紀北町議会定例会会議録

第 1 号

招集年月日 令和元年9月3日（火）

招集の場所 紀北町本庁舎議会議場

開 会 令和元年9月3日（火）

出席議員

1 番 宮地 忍

2 番 田島明良

3 番 柴田洋巳

4 番 岡村哲雄

5 番 大西瑞香

6 番 原 隆伸

7 番 奥村 仁

8 番 樋口泰生

9 番 太田哲生

10番 瀧本 攻

11番 近澤チヅル

12番 入江康仁

13番 家崎仁行

14番 東 清剛

15番 平野隆久

16番 中津畑正量

欠席議員

なし

地方自治法第 121条の規定により説明の為議会に出席した者の職氏名

町 長	尾上 壽一	副 町 長	中場 幹
会 計 管 理 者	武岡 芳樹	総 務 課 長	濱田多実博
財 政 課 長	水谷 法夫	危機管理課長	岩見 建志
企 画 課 長	上ノ坊健二	税 務 課 長	直 江 仁
住 民 課 長	上 村 毅	福祉保健課長	中村 吉伸
環境管理課長	玉本 真也	農林水産課長	上野 和彦
商工観光課長	玉津 裕一	建 設 課 長	宮原 俊也
水 道 課 長	上野 隆志	海山総合支所長	植地 俊文
教 育 長	中井 克佳	学校教育課長	宮本 忠宜
生涯学習課長	井土 誠	監 査 委 員	松永 剛

職務の為出席者

議会事務局長	脇 俊明	書 記	佐々木 猛
書 記	久保有謙	書 記	家倉義光

提出議案 別紙のとおり

会議録署名議員

5 番 大西瑞香

6 番 原 隆伸

議事の顛末 次のとおり記載する。

東清剛議長

皆さん、おはようございます。

開会に先立ち、少しお時間をいただきたいと思います。

本年7月31日に開催されました、三重県町村議会議長会第71回定期総会におきまして、町村議会議員として満21年以上在職者の平野隆久議員に対する表彰が行われました。

本日ここに、表彰状の伝達式を行いたいと思いますので、平野隆久議員、前のほうへお願いいたします。

表彰状 紀北町 平野隆久様 あなたは議会議員として在職されること、多年の間よくその職務を尽くし地方自治発展に貢献されました。その御功績はまことに大であります。今回はそのご事跡に深甚なる敬意を表しここに記念品を贈りと特別表彰をいたします。令和元年7月31日 三重県町村議会議長会 会長 上村久仁 代読

おめでとうございます。

以上で、表彰状の伝達式を終了いたします。

それでは、定刻になりましたので、ただいまから令和元年9月紀北町議会定例会を開会いたします。

東清剛議長

これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は16名であり、定足数に達しております。

会期日程並びに議事日程につきましては、お手元に配付のとおりでありますので、ご了承ください。

なお、今期定例会において、議会放送番組収録のためZTV及び企画課職員による撮影等を許可することにいたします。

それでは、会期日程並びに議事日程を議会事務局長に朗読させます。

協議会事務局長。

脇俊明議会事務局長

皆さん、おはようございます。

それでは、会期日程表でございます。

令和元年9月紀北町議会定例会会期日程表

第1日、9月3日、火曜日、午前9時30分、本会議、開会。人事案件上程、説明、質疑、討論、採決。一般議案上程、説明、質疑、委員会付託。一般質問の受付締切は午後1時まででございます。

第2日、9月4日、水曜日、休会。常任委員会予定日。

第3日、9月5日、木曜日、休会。常任委員会予定日。

第4日、9月6日、金曜日、休会。常任委員会予備日。

第5日、9月7日、土曜日、休会。休日。

第6日、9月8日、日曜日、休会。休日。

第7日、9月9日、月曜日、休会。常任委員会予備日。

第8日、9月10日、火曜日、9時30分、本会議、一般質問。

第9日、9月11日、水曜日、9時30分、本会議、一般質問。

第10日、9月12日、木曜日、9時30分、本会議、一般質問。

第11日、9月13日、金曜日、9時30分、本会議、委員長報告、質疑、討論、採決、閉会でございます。

続きまして、令和元年9月紀北町議会定例会議事日程（第1号）

令和元年9月3日（火曜日）午前9時30分開議

- | | |
|-----|---|
| 第1 | 会議録署名議員の指名 |
| 第2 | 会期の決定 |
| 第3 | 諸般の報告 |
| 第4 | 行政報告 |
| 第5 | 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて |
| 第6 | 議案第40号 紀北町県営土地改良事業分担金等徴収条例 |
| 第7 | 議案第41号 紀北町印鑑条例の一部を改正する条例 |
| 第8 | 議案第42号 紀北町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例 |
| 第9 | 議案第43号 紀北町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 |
| 第10 | 議案第44号 紀北町税条例の一部を改正する条例 |

- 第11 議案第45号 紀北町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例
- 第12 議案第46号 紀北町子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める
条例の一部を改正する条例
- 第13 議案第47号 紀北町消防団条例の一部を改正する条例
- 第14 議案第48号 紀北町立幼稚園一時預かり保育条例の一部を改正する条例
- 第15 議案第49号 紀北町水道事業給水条例の一部を改正する条例
- 第16 議案第50号 令和元年度紀北町一般会計補正予算（第2号）
- 第17 議案第51号 令和元年度紀北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 第18 議案第52号 令和元年度紀北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 第19 議案第53号 令和元年度紀北町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）
- 第20 議案第54号 平成30年度紀北町水道事業会計利益の処分について
- 第21 認定第1号 平成30年度紀北町一般会計歳入歳出決算認定について
- 第22 認定第2号 平成30年度紀北町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定に
ついて
- 第23 認定第3号 平成30年度紀北町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定につ
いて
- 第24 認定第4号 平成30年度紀北町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定に
ついて
- 第25 認定第5号 平成30年度紀北町水道事業会計決算認定について
- 第26 報告第4号 平成30年度健全化判断比率の報告について
- 第27 報告第5号 平成30年度公営企業に係る資金不足比率の報告について
- 第28 請願案件

以上でございます。

日程第1

東清剛議長

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第126条の規定により、本日の会議録署名議員に、

5番 大西瑞香君

6番 原 隆伸君

のご両名を指名いたします。

日程第2

東清剛議長

次に、日程第2 会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日9月3日から9月13日までの11日間にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

東清剛議長

異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は、本日、9月3日から9月13日までの11日間とすることに決定しました。

日程第3

東清剛議長

次に、日程第3 諸般の報告を行います。

去る8月26日に議会運営委員会が開催され、9月定例会に関する運営等について協議が行われました。その確認事項等について、ご報告申し上げます。

まず、本定例会に提出され、受理した案件は、人事案件が1件、補正予算等の一般議案が15件、認定案件が5件、報告2件の合計23件となっております。

また、三重県ふるさと振興協議会からの意見書提出依頼については、総務産業常任委員会のほうで取り扱いの協議をお願いいたします。

なお、要望については、町外からのものであるため、議員の棚に配付しております。

次に、決算認定議案の審査については、議会の申し合わせにより、決算特別委員会を設置して審査することになっております。議会運営委員会において、特別委員会の設置に関して協議をいただいた結果、決算特別委員会の委員の定数は6名とし、構成については、総務産業常任委員会から3名、教育民生常任委員会から3名を選出していただきます。

なお、議案については、本日の本会議において、追加議案として提出したいと思っております。各常任委員会において、休憩中に、それぞれ委員の選出をしていただくよう、お願い申し上げます。

次に、一般質問についてであります。日程は3日間を予定しておりますが、通告書を締め切った時点で、一般質問の日程を調整させていただきます。

なお、通告書の受付は、本日午前8時30分から受付を開始し、締め切りは午後1時までとなっております。通告書の締め切り時間には十分に注意しつつお早めに提出ください。

なお、質問の内容については、具体的に記載することになっており、単なる質問項目のみで、要旨が記載されていない通告書は受理しない場合もありますので、ご注意ください。

次に、地方自治法第235条の2第1項の規定による例月出納検査については、普通会計及び水道事業会計の5月分、6月分、7月分について、同条第3項の規定により監査委員から報告を受けております。報告書は議員控室に保管してありますので、ご覧ください。

次に、地方自治法第121条の規定により、提出案件等の説明のため、あらかじめ出席を求めましたところ、尾上町長はじめ、中井教育長、松永監査委員、その他関係課長等の出席がありましたので、ご報告申し上げます。

次に、会議における服装についてであります。9月30日までの会議は、クールビズを実施することといたしております。ただし本会議については、上着・ネクタイを着装することといたします。なおワイシャツについては華美なものは避けることをお願い申し上げます。常任委員会や全員協議会の会議においては、クールビズを実施いたします。

また、議員バッジについては、本会議は着けることとし、その他の委員会等では義務付けをしないことといたします。

次に、9月21日から9月30日までの10日間、秋の全国交通安全運動が展開されます。

議員並びに町関係職員、町民の皆様におかれましては、事故の悲惨な実態を深く認識され、町民総ぐるみで決意を新たにして、思いやりとゆずりあいの交通安全運動を強力に展開していくことが大切だと思っております。

また、9月24日、午後4時から東長島公民館において、交通安全ポスター優秀作品表彰式及び交通安全パレードを計画していると伺っております。町民一人ひとりの深いご理解と積極的なご協力によって、はじめてその効果を期待しうるものであります。何卒、多くの方のご参加をお願い申し上げます。

最後に、常任委員会の開催についてであります。先ほど議決いただきました会期日程のとおり、4日、5日の2日間で、常任委員会の開催を予定しております。開催日については、委員長において調整を行っていただき、本日の会議の終わりに報告させていただきたいと思っております。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第4

東清剛議長

次に、日程第4 行政報告について、町長から申し出がありましたので、許可することいたします。

尾上町長。

尾上壽一町長

皆さん、おはようございます。

本日は、定例会の開催要請をさせていただきましたところ、全員のご出席を賜わり誠にありがとうございます。

早速ではございますが、本議会定例会にあたりまして、2件の行政報告をさせていただきます。

まず最初に、寄附金についてでございます。本年7月にふるさと寄附金といたしまして、紀伊長島地区ご出身で、神奈川県に在住の岩崎幸雄様より、100万円をご寄附いただきました。

岩崎様におかれましては、平成20年度から12年間、毎年ご寄附をいただいております。

心より感謝申し上げますとともに、その趣旨に沿い、今後、有効に活用させていただきたいと存じますので、ここにご報告を申し上げます。

続きまして、令和元年度紀北町防災訓練の結果報告についてでございます。

9月1日に実施いたしました防災訓練は、南海トラフ地震とそれに伴う大津波が発生したという想定のもと実施し、各自主防災会において、その想定を踏まえ高台への避難を重点に訓練を行っていただきました。

当日の住民の方の参加は3,361名、消防団員や紀伊長島・海山両消防署員、役場の職員の参加は約400名でありました。なお、各自主防災会では避難訓練に引き続き、それぞれの地域にあわせた特徴のある防災訓練を実施していただいております。

今後も、町民一人ひとりの防災意識の向上を図るとともに、自主防災会、消防・行政機関などとの連携強化に努めてまいります。

また、議員の皆様におかれましても、各地区での訓練にご参加いただき、大変ありがとうございました。

以上、2件をご報告いたしまして、9月定例会にあたりましての行政報告とさせていただきます。

東清剛議長

以上で、行政報告を終わります。

東清剛議長

お諮りいたします。

日程第5 諮問第2号につきましては、人事案件であるため、会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略し、本会議での審議といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

東清剛議長

異議なしと認めます。

したがって、日程第5 諮問第2号については、委員会への付託を省略し、本会議で審議することに決定いたしました。

日程第5

東清剛議長

日程第5 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

まず提案者から提案理由の説明を求めます。

尾上町長。

尾上壽一町長

それでは、本日、本議会定例会に上程をいたしました、各議案の理由、認定案件及び報告案件について、ご説明申し上げます。

諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてであります。が、人権擁護委員の田中育代氏が、本年12月31日をもって任期満了により退任されますので、後任として長島653番地9、東誠康氏を推薦いたしたく、議会の意見を求めるものであります。

田中育代氏におかれましては、平成22年10月に人権擁護委員に就任され、同委員として、多大なご尽力を賜わってきたことに対しまして、厚く御礼を申し上げます。

後任の東誠康氏におかれましても、教育関係に精通し、人権について理解と熱意をもって、積極的な活動が期待できることから、適任であると判断したものであります。

以上、人事案件は1件でございます。

ご審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

東清剛議長

以上で、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

東清剛議長

以上で質疑を終わります。

東清剛議長

ここで諮問案件に対して、議会としての答申の意見を取りまとめるため、暫時休憩いたします。10時まで休憩いたします。

(午前 9時 48分)

東清剛議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午前 10時 00分)

東清剛議長

これから、日程第5 諮問第2号の討論、採決に入ります。

討論を行います。

まず原案に反対討論される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

東清剛議長

次に、原案に賛成討論される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

東清剛議長

これで討論を終了し、採決いたします。

お諮りいたします。

本件については、適任という意見を付して答申することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

東清剛議長

挙手全員です。

したがって、諮問第2号については、適任という意見を付して答申することに決定いたしました。

日程第6～日程第25

東清剛議長

お諮りします。

日程第6 議案第40号から、日程第25 認定第5号までの20件については、提案理由並びに内容の説明を求めるため、一括議題といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

東清剛議長

異議なしと認めます。

したがって、日程第6から日程第25までの20件については、一括議題とすることに決定いたしました。

それでは、提案者から一括して提案理由の説明を求めます。

尾上町長。

尾上壽一町長

先ほどの人事案件につきましては、ご同意をいただきまして、誠にありがとうございます。

引き続きまして、上程いたしました、各議案の提案理由について、ご説明を申し上げます。

議案第40号 紀北町県営土地改良事業分担金等徴収条例でございますが、農地中間管理機構関連農地整備事業等、県営土地改良事業の実施に伴い、本条例を制定する必要が生じたため、議会の議決を求めるものでございます。

議案第41号 紀北町印鑑条例の一部を改正する条例でございますが、住民基本台帳法施行令が改正されたことに伴う旧氏の併記、並びに性的マイノリティへの配慮に基づき男女別の項目を削除することから、本条例の一部を改正する必要が生じたため、議会の議決を求めるものであります。

議案第42号 紀北町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例並びに、議案第43号 紀北町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例でございますが、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律が制定されたことに伴いまして、本条例の一部を改正する必要

が生じたため、議会の議決を求めるものであります。

議案第44号 紀北町税条例の一部を改正する条例であります。地方税法が改正されたことに伴い、本条例の一部を改正する必要性が生じたため、議会の議決を求めるものであります。

議案第45号 紀北町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例であります。災害弔慰金の支給等に関する法律等が改正されたことに伴い、本条例の一部を改正する必要性が生じたため、議会の議決を求めるものであります。

議案第46号 紀北町子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例の一部を改正する条例であります。子ども・子育て支援法が改正されたことに伴い、本条例の一部を改正する必要性が生じたため、議会の議決を求めるものであります。

議案第47号 紀北町消防団条例の一部を改正する条例であります。成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律が制定されたことに伴い、本条例の一部を改正する必要性が生じたため、議会の議決を求めるものであります。

議案第48号 紀北町立幼稚園一時預かり保育条例の一部を改正する条例であります。子ども・子育て支援法等が改正されたことに伴い、本条例の一部を改正する必要性が生じたため、議会の議決を求めるものであります。

議案第49号 紀北町水道事業給水条例の一部を改正する条例であります。水道法等が改正されたことに伴い、本条例の一部を改正する必要性が生じたため、議会の議決を求めるものであります。

議案第50号 令和元年度紀北町一般会計補正予算（第2号）であります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億1,590万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ116億6,211万3,000円といたしたいので、議会の議決を求めるものであります。

議案第51号 令和元年度紀北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）であります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,525万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ21億2,691万3,000円といたしたいので、議会の議決を求めるものであります。

議案第52号 令和元年度紀北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）であります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,512万9,000円を追加し、歳入歳出予算

の総額を歳入歳出それぞれ5億7,522万3,000円といたしたいので、議会の議決を求めるものであります。

議案第53号 令和元年度紀北町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）であります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,120万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億8,596万8,000円といたしたいので、議会の議決を求めるものであります。

議案第54号 平成30年度紀北町水道事業会計利益の処分についてであります。地方公営企業法第32条第2項の規定により、未処分利益剰余金1億2,332万8,364円のうち80万円を減債積立金に積み立て、1,494万3,289円を建設改良積立金に積み立て、1,568万7,236円を資本金へ組み入れたいので、議会の議決を求めるものでございます。

認定第1号 平成30年度紀北町一般会計歳入歳出決算認定について

認定第2号 平成30年度紀北町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第3号 平成30年度紀北町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

認定第4号 平成30年度紀北町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第5号 平成30年度紀北町水道事業会計決算認定について

この5案件につきましては、一般会計、特別会計並びに企業会計の平成30年度の決算であります。認定第1号から4号までにつきましては、地方自治法第233条第3項、認定第5号につきましては、地方公営企業法第30条第4項の規定により、監査委員の意見を付けて、議会の認定に付すものであります。

以上、15件の議案、5件の認定につきまして、提案理由をご説明申し上げましたが、詳細につきましては、それぞれ担当に説明をいたさせます。何とぞ慎重審議のうえ、ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。以上です。

東清剛議長

以上で、提案理由の説明を終わります。

東清剛議長

続いて、各議案の内容説明を求めます。

それでは、議案第40号についての内容説明を求めます。

上野農林水産課長。

上野和彦農林水産課長

おはようございます。それでは、議案第40号についてご説明申し上げます。

議案書の3ページをお願いします。

議案第40号 紀北町県営土地改良事業分担金等徴収条例

紀北町県営土地改良事業分担金等徴収条例を別紙のとおり制定する。

令和元年9月3日提出

紀北町長 尾上壽一

提案理由でございますが、農地中間管理機構関連農地整備事業等、県営土地改良事業の実施に伴い、本条例を制定する必要性が生じたためでございます。

本条例であります。土地改良事業には、国が行う国営、県が行う県営、市町村や土地改良区などが行う団体営があり、このうち、県が行う県営土地改良事業について、受益者からの分担金の徴収及び事業を行った農地を目的外の用途に供するなど転用を行った場合などの町の負担分を返還してもらうための特別徴収金の徴収に関しては、土地改良法に基づき必要な事項を条例で定めとなっております。

本年度当初予算で計画策定の予算をお認めいただいた、中里地区の農地中間管理機構関連農地整備事業いわゆる機構関連事業につきましては、来年度から三重県において工事を県営事業として実施していただくことになっており、特別徴収金の対象となる事業であるため、事業実施に当たり本条例を制定するものでございます。

また、三重県では、関連する県条例を平成31年1月1日から施行しており、本条例はこの県条例とも整合をとったものでございます。

それでは、条文について説明させていただきます。

4ページをお願いいたします。

紀北町県営土地改良事業分担金等徴収条例でございます。

第1条は、この条例が県営の土地改良事業にかかる事業を対象とするもので、土地改良法第91条第3項に基づく分担金と、第91条の2第1項及び第6項に基づく特別徴収金について、必要な事項を条例で定めるとするものでございます。

次に、第2条は、町が県営土地改良事業の費用を負担する場合、受益者から分担金を徴収することができその受益者の範囲について、その土地の所有者や農業委員会が認める「貸借等により耕作を営む者」など土地改良法第3条で定める者をその対象とすることを定めるものでございます。

次に、条例の第3条は、第1項において、分担金の額は、事業費から国及び県からの補助金を差し引いた額の範囲で定めるとし、第2項では、その賦課基準は受益を勘案して定めるとするものでございます。

なお、機構関連事業につきましては、国62.5%、県27.5%、町10%の負担割合となっており、受益者負担のない事業であることから分担金については発生しないことになっております。

次に、第4条は、分担金の徴収方法について、納入期日や分割徴収などを定めるものでございます。

次に、第5条第1項は、特別徴収金の徴収について、土地改良事業を行った農地を、工事完了の公告を行った年度の翌年度の4月1日から8年を経過しない間に、計画した用途以外の用途に供するための所有権移転や自らが目的外用途に供した場合などに、特別徴収金を徴収することを定めるもので、その対象となる事業については、第1号から第3号に記載の3つの事業としており、県条例と整合性をとったものでございます。

5ページをお願いいたします。

第2項は、農地中間管理機構に農地中間管理権を設定するなどの要件に適合する土地改良事業で、これは中里地区の機構関連事業が該当いたしますが、事業計画を定め、県営土地改良事業を行う場合について、事業計画の公告を行った時から、工事完了の公告を行った年度の翌年度の4月1日から8年を経過しない間に、目的外用途への所有権移転や自ら目的外用途に供した場合、また、農地中間管理権の解除などを行った場合などに、特別徴収金を徴収することを定めるものでございます。

次に、第6条は、特別徴収金の額について、事業に対する町の負担額相当額を、転用等を行った農地の面積の割合で按分した額とすることを定めるものでございます。

次に、第7条は、特別徴収金の徴収方法について、転用等が行われた年度にその全額を徴収することを定めるものでございます。

次に、第8条は、第1項では分担金の徴収の延期及び減免について、第2項では特別徴収金の徴収の延期について定めるものでございます。

また、第3項では特別徴収金について転用等の面積が県の定める面積を超えない場合などの免除について定めるものでございます。

この県が定める面積については、現在、ほ場整備事業が10アール、かんがい排水事業及び湛水防除事業が基本的には受益面積の10分の1となっています。

次に、第9条は、この条例の施行に必要な事項を町長に委任することを定めるもの
でございます。

最後に、附則でございますが、この条例の施行を令和元年10月1日からとするもの
でございます。

議案第40号についての説明は、以上でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

東清剛議長

次に、議案第41号についての内容説明を求めます。

上村住民課長。

上村毅住民課長

それでは、議案第41号について説明させていただきます。

議案書6ページをご覧ください。

議案第41号 紀北町印鑑条例の一部を改正する条例

紀北町印鑑条例（平成17年紀北町条例第16号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和元年9月3日提出

紀北町長 尾上壽一

提案理由

住民基本台帳法施行令が改正されたことに伴う、旧氏の併記、並びに性的マイノリテ
ィへの配慮に基づき男女別の項目を削除することから、本条例の一部を改正する必要が
生じたためであります。

改正の内容につきまして説明させていただきます。

女性の社会進出・女性活躍を安易にし、女性が社会で旧姓を使用しながら活躍しやす
くするため、本年4月に、住民基本台帳法施行令が一部改正され、住民票等への旧氏が
併記できるようになったことから、紀北町印鑑条例の印鑑登録においても、旧姓を併記
することを可能にするための条例改正となります。

併せて、男女共同参画社会の実現に向けて、性的マイノリティへの配慮から、印鑑証
明書に記載されております、男女欄を削除するものです。

7ページは、改正条文であります。

附則によりまして、施行日を令和元年11月5日から施行するものであります。

それでは、新旧対照表で説明させていただきます。

8ページをお願いいたします。

第6条第1項第1号、第2号、第7条第1項第3号、第13条第1項第1号、9ページをお願いいたします。第16条第1項第5号におきましては、氏の変更があった者の旧氏を併記する旨を追加するものであります。

8ページにお戻り下さい。

旧条例第7条第1項第5号、第13条第1項第3号におきましては、登録事項とされておりました、男女別の項目を削除するものであります。

以上が改正内容であります。ご審議の程よろしくをお願いいたします。

東清剛議長

次に、議案第42号、43号についての内容説明を求めます。

濱田総務課長。

濱田多実博総務課長

それでは、議案第42号の内容につきまして、説明をさせていただきます。

議案書の10ページをご覧ください。

議案第42号 紀北町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する
条例

紀北町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例（平成17年紀北町条例第23号）
の一部を別紙のとおり改正する。

令和元年9月3日提出

紀北町長 尾上壽一

提案理由

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律が制定されたことに伴い、本条例の一部を改正する必要性が生じたためであります。

この整備法は、成年後見人制度の利用促進に関する法律（平成28年法律第29号）に基づく措置として成年被後見人及び被保佐人の人権が尊重され、成年被後見人等であることを理由に不当に差別されないよう、成年被後見人等に係る欠格条項その他の権利の制限に係る措置の適正化等を図るもので、同法の中で地方公務員法の一部が改正されたことに伴い、その条項を引用している本条例の改正を行うものであります。

11ページは、改正文であります。

附則によりまして、施行日を令和元年12月14日からとするものであります。

改正内容につきましては、12ページの新旧対照表で説明させていただきます。

改正前の地方公務員法第16条は欠格条項で、その第1項第1号において成年被後見人又は被保佐人について、「職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない」と規定されておりましたが、その号が削除されたことに伴い、次号以降が繰り上がったため、本条例第5条に規定している号ずれを改正するものであります。

以上が、議案第42号の内容であります。

濱田多実博総務課長

続きまして、議案第43号の内容につきまして、説明をさせていただきます。議案書の13ページをご覧ください。

議案第43号 紀北町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

紀北町一般職の職員の給与に関する条例（平成17年紀北町条例第42号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和元年9月3日提出

紀北町長 尾上壽一

提案理由

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律が制定されたことに伴い、本条例の一部を改正する必要性が生じたためであります。

この整備法につきましては、先ほどの議案第42号で説明いたしましたとおりで改正された地方公務員法の条項を引用している本条例の改正を行うものであります。

14ページは、改正文であります。

附則によりまして、施行日を令和元年12月14日からとするものであります。

改正内容につきましては、15ページからの新旧対照表で説明させていただきます。

本条例の第25条は、期末手当の支給について定めたもので、改正前は法第16条第1項第1号に規定する成年被後見人等に該当した場合は、法第28条第4項の規定により失職する旨を規定しておりましたが、その項目が削除されたことから、本条を改正するものでございます。第26条、第28条、16ページをご覧ください。ここに規定されております、第31条も同様の改正内容でございます。

以上が議案第43号の内容であります。

ご審議のうえ、ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

東清剛議長

次に、議案第44号についての内容説明を求めます。

直江税務課長。

直江仁税務課長

皆さん、おはようございます。

それでは、議案第44号についてご説明させていただきます。

議案書17ページをご覧ください。

議案第44号 紀北町税条例の一部を改正する条例

紀北町税条例（平成17年紀北町条例第70号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和元年9月3日提出

紀北町長 尾上壽一

提案理由

地方税法の改正されたことに伴い、本条例の一部を改正する必要性が生じたため。

改正の内容につきまして、説明させていただきます。

今回の改正につきましては、消費税率10パーセントへの引き上げにあわせ、令和元年9月30日で自動車取得税は廃止され、令和元年10月1日から軽自動車税に「環境性能割」が新たに創設され、現行の軽自動車税が「種別割」と名称が変更となり、「環境性能割」と「種別割」の2つで構成されることとなります。

それにより、日本赤十字社の所有する軽自動車等に対する非課税範囲について、条例の改正を行うものでございます。

それでは、新旧対象表で説明をさせていただきます。

説明に当たりましては、法令等の引用や条項等の削除による単に条文番号等の繰り上げ、字句訂正等で、改正内容に影響のないものにつきましては、説明を省略させていただく場合がございますので、あらかじめご了承賜りますようお願い申し上げます。

19ページをご覧ください。

第81条の2の日本赤十字社の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の非課税の範囲につきましては、「環境性能割」と「種別割」の非課税範囲を定めたものでございます。

次に同ページ中段の第91条につきましては、条項のずれでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

ご審議の程、よろしくお願いいたします。

東清剛議長

次に、議案第45号、46号についての内容説明を求めます。

中村福祉保健課長。

中村吉伸福祉保健課長

それでは、議案第45号についてご説明させていただきます。議案書20ページをご覧ください。

議案第45号 紀北町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

紀北町災害弔慰金の支給等に関する条例（平成17年紀北町条例第80号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和元年9月3日提出

紀北町長 尾上壽一

提案理由

災害弔慰金の支給等に関する法律等が改正されたことに伴い、本条例の一部を改正する必要が生じたためであります。

初めに今回の条例改正の内容でございますが、災害弔慰金の支給等に関する法律等が改正され、本条例における法律の引用条項等が変更になったため、所要の整備を行うものでございます。

それでは、新旧対照表で説明させていただきます。

22ページをご覧ください。

第15条につきましては、償還金の支払猶予について、災害弔慰金法施行令及び東日本大震災財特法施行令の改正政令による改正前の施行令第10条において規定されていますが、償還金の支払猶予制度は、災害援護資金の貸付けを受けた者にとって償還計画を考えるに当たっては重要な制度であり、法律上明確であることが望ましいことから、改正災害弔慰金法により法第13条に償還金の支払猶予を規定したものでございます。

次に、償還免除では、災害援護資金の免除事由として、死亡又は重度障害の場合が規定されていますが、これらに加えて新たに破産手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けたときについても、免除することができるものとし、また、償還免除の要件を明確にするため、災害弔慰金法施行令及び東日本大震災財特法施行令の改正政令による改正前の施行令第11条に規定されていた政令事項を法律に引上げたものでございます。

続きまして、報告等につきましては、償還金の支払猶予や償還免除をするか否かを判

断するに当たり、災害援護資金の貸付けを受けた者又はその保証人の収入又は資産の状況を把握できるようにすることで、その者の資力状況に応じた適切な対応を可能とするものでございます。

ここで恐れ入りますが、21ページに戻っていただきたいと思います。

附則でございますが、この条例の施行日は公布の日とするものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

ご審議の程よろしくお願いいたします。

中村吉伸福祉保健課長

続きまして、議案第46号について、ご説明させていただきます。議案書23ページをご覧ください。

議案第46号 紀北町子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例の一部を改正する条例

紀北町子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例（平成27年紀北町条例第3号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和元年9月3日提出

紀北町長 尾上壽一

提案理由

子ども・子育て支援法が改正されたことに伴い、本条例の一部を改正する必要性が生じたためであります。

それでは、新旧対照表で説明させていただきます。

25ページをご覧ください。

第2条並びに附則第2項につきましては、子ども・子育て支援法改正に伴う字句の整理を行うものでございます。

ここで恐れ入りますが、24ページに戻っていただきたいと思います。

附則でございますが、この条例の施行日は令和元年10月1日とするものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

ご審議の程よろしくお願いいたします。

東清剛議長

次に、議案第47号についての内容説明を求めます。

岩見危機管理課長。

岩見建志危機管理課長

それでは、議案第47号の内容につきまして説明をさせていただきます。

議案書の26ページをご覧ください。

議案第47号 紀北町消防団条例の一部を改正する条例

紀北町消防団条例（平成17年紀北町条例第148号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和元年9月3日提出

紀北町長 尾上壽一

提案理由

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律が制定されたことに伴い、本条例の一部を改正する必要性が生じたためであります。

この一括整備法は、成年後見人制度の利用促進に関する法律（平成28年法律第29号）に基づく措置として成年被後見人及び被保佐人の人権が尊重され、成年被後見人等であることを理由に不当に差別されないよう、成年被後見人等に係る欠格条項その他の権利の制限に係る措置の適正化等を図るもので、同法の中で地方公務員法の一部が改正されたことに伴い、その条項を引用している本条例の改正を行うものであります。

27ページは、改正文であります。

附則によりまして、施行日を令和元年12月14日からとするものであります。

改正内容につきましては、28ページの新旧対照表で説明させていただきます。

改正前の地方公務員法第16条は欠格条項で、その第1項第1号において成年被後見人又は被保佐人について規定しておりましたが、その第1号が削除されたことに伴い、本条例第6条第1項第1号を削除し次号以降を繰り上げ、又、第3号中に規定されている「免職」を「懲戒免職」に改めるものであります。

以上が議案第47号の内容であります。ご審議の程よろしくお願いいたします。

東清剛議長

次に、議案第48号についての内容説明を求めます。

宮本学校教育課長。

宮本忠宜学校教育課長

それでは、議案第48号 紀北町立幼稚園一時預かり保育条例の一部を改正する条例について、ご説明させていただきます。

議案書の29ページをお願いします。

議案第48号 紀北町立幼稚園一時預かり保育条例の一部を改正する条例

紀北町立幼稚園一時預かり保育条例（平成27年紀北町条例第23号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和元年9月3日提出

紀北町長 尾上壽一

提案理由

子ども・子育て支援法等が改正されたことに伴い、本条例の一部を改正する必要が生じたためでございます。

内容といたしましては、本年10月1日より3歳から5歳児の幼稚園、保育所の保育料の無償化、0歳から2歳児の住民税非課税世帯の保育料の無償化など、家庭の経済的負担の軽減を図る少子化対策として子ども・子育て支援法等が改正されたことに伴い、紀北町立幼稚園の一時預かり保育料を無償化としたいため、本条例の一部を改正する必要が生じたためでございます。

30ページは、改正文であります。

詳細につきましては31ページから33ページまでの新旧対照表でご説明させていただきます。

31ページをお願いします。

右が旧条例、左が新条例となっております。

第5条の見出しを「（預かり保育料）」に改め、同条第1項中「別表に定めるとおり」を「零」に改め、同条第2項及び別表を削るものでございます。

内容といたしましては、これまで旧条例の第5条第1項、第2項及び別表（第5条関係）に定めておりますように、幼稚園の一時預かり保育料につきましては、1回の利用料を300円とし、園児の属する世帯の区分を所得に応じて第1、第2、第3、第4階層に分け、所得の階層に応じて又は第3子以降の一時預かり保育料について、無料、または半額の軽減措置を定めておりましたが、今回、子ども・子育て支援法等が改正されたことに伴い、一時預かり保育料を零に改め、第5条第2項及び別表（第5条関係）を削除するものでございます。

なお、この条例につきましては、令和元年10月1日から施行するとしております。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

東清剛議長

次に、議案第49号についての内容説明を求めます。

上野水道課長。

上野隆志水道課長

それでは、議案第49号 紀北町水道事業給水条例の一部を改正する条例について、ご説明させていただきます。

議案書の34ページをお願いいたします。

議案第49号 紀北町水道事業給水条例の一部を改正する条例

紀北町水道事業給水条例（平成17年紀北町条例第178号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和元年9月3日提出

紀北町長 尾上壽一

提案理由

水道法等が改正されたことに伴い本条例の一部を改正する必要性が生じたためでございます。

今回の主な改正につきましては、昨年水道法改正により、指定給水装置工事事業者制度において、指定の有効期間が無期限であったものを指定期間が5年となり、5年ごとに更新が必要となったことによるものでございます。

35ページは改正文と附則でございます。

今回の改正は、2箇所でございますが、第32条に第4号を追加し、今回新たに導入されました指定給水装置工事事業者の更新にかかる手数料を7,000円と規定するものでございます。

次に第35条の改正につきましては、水道法施行令の改正にかかる条ずれに対応するものでございます。

最後に、附則でございますが、本条例の施行を令和元年10月1日と規定しております。

36ページは新旧対照表でございます。

以上で、議案第49号の内容説明を終わらせていただきます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

東清剛議長

ここで暫時休憩いたします。10時55分まで休憩いたします。

(午前 10時 42分)

東清剛議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午前 10時 55分)

東清剛議長

次に、議案第50号についての内容説明を求めます。

水谷財政課長。

水谷法夫財政課長

それでは、議案第50号 令和元年度紀北町一般会計補正予算(第2号)の内容につきまして説明させていただきます。予算書の1ページをご覧ください。

令和元年度 紀北町一般会計補正予算(第2号)

令和元年度 紀北町の一般会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億1,590万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ116億6,211万3,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 地方債の追加は、「第2表 地方債補正」による。

令和元年9月3日提出

紀北町長 尾上壽一

それでは4ページをご覧ください。

第2表 地方債補正であります。国補林道災害復旧事業750万円と町単林道災害復旧事業140万円を追加するものでございます。

続きまして、歳入歳出予算の内容につきましては、予算に関する説明書で、歳入から説明させていただきます。

7ページをご覧ください。

第13款・国庫支出金、第1項・国庫負担金、第1目・民生費負担金121万4,000円の増額は、幼児教育無償化対応等のシステム改修費に対する障害者自立支援給付費負担金を新たに計上するものでございます。

第14款・県支出金、第2項・県補助金、第2目・民生費補助金360万1,000円の増額は、保育料無償化対応のシステム改修費等に対する子ども・子育て支援事業費補助金を新たに計上するものでございます。

第4目・農林水産業費補助金331万2,000円の増額は、多面的機能支払交付金12万2,000円の増額と団体営ため池等整備事業費補助金150万円、みえ森と緑の県民税市町交付金の連携枠分169万円を新たに計上するものでございます。

第9目・災害復旧費補助金1,660万円の増額は、林道災害復旧事業費補助金を新たに計上するものでございます。

8ページをご覧ください。

第17款・繰入金、第1項・基金繰入金、第1目・財政調整基金繰入金1億6,396万8,000円の減額は、当初予算及び補正1号で、財政調整基金より繰り入れを行った一部を繰り戻しするものでございます。

第2項、第1目ともに特別会計繰入金1,364万3,000円の増額は、後期高齢者医療特別会計繰入金で前年度歳計剰余金のうち、前々年度療養給付費負担金の精算に伴う一般会計への繰入金でございます。

第18款、第1項、第1目ともに繰越金、3億3,260万円の増額は、一般会計歳計剰余金の増額で、平成30度決算に基づく前年度繰越金3億4,260万円のうち当初予算計上分を除いたものでございます。

9ページをご覧ください。

第20款、第1項ともに町債、第9目・災害復旧事業債890万円の増額は、林道災害復旧事業債を新たに計上するものでございます。

次に、歳出予算を説明させていただきますので、10ページをご覧ください。

第2款・総務費、第1項・総務管理費、第5目・財産管理費は1億7,237万8,000円を増額し、4億415万1,000円とするものでありますが、町有財産管理事業97万8,000円の

増額は、保管しております高濃度のポリ塩化ビフェニルの分別・分解、濃度分析や低濃度の処分費等の委託費で、基金管理事業1億7,140万円は財政調整基金に積み立てるための積立金の増額でございます。

11ページをご覧ください。

第3款・民生費、第1項・社会福祉費、第3目・身体障害者福祉費は160万1,000円を増額し、5億4,440万5,000円とするものでありますが、障害者介護・訓練等給付事業で、幼児教育無償化に伴う給付システム改修費等を新たに計上するものでございます。

12ページをご覧ください。

第2項・老人福祉費、第2目・養護老人ホーム費は29万1,000円を増額し9,851万7,000円とするものでありますが、老人ホーム管理運営事業で施設の修繕費を増額するものでございます。

13ページをご覧ください。

第3項・児童福祉費、第1目・児童福祉総務費は360万1,000円を増額し5,096万9,000円とするものでありますが、子ども・子育て支援事業で保育料無償化によるシステム改修費等を新たに計上するものでございます。

第2目・保育所費は125万6,000円を増額し4億6,450万5,000円とするものでありますが、児童保育事業で10月からの保育料無償化後において給食費を負担することとなる一部の3歳児から5歳児に対して町単独の支援を行い、給食費を無料とするために事業補助金を増額するものでございます。

第4目・母子福祉費は25万2,000円を増額し4,797万9,000円とするものでありますが、子ども医療費助成事業で前年度の清算による県補助金の返還金を新たに計上するものでございます。

14ページをご覧ください。

第4款・衛生費、第1項・保健衛生費、第3目・環境衛生費は38万6,000円を増額し4,611万円とするものでありますが、墓地管理事業で海野区墓地整備への助成金を新たに計上するものでございます。

15ページをご覧ください。

第5款・農林水産業費、第1項・農業費、第2目・農業総務費は16万4,000円を増額し5,536万3,000円とするものでありますが、農政総合企画事業で多面的機能支払交付金事業補助金を増額するものでございます。

第5目・農地費は219万9,000円を増額し4,993万3,000円とするものでありますが、海岸環境整備事業14万1,000円は、和具の浜管理棟のエアコン修繕費、一般土地改良事業205万8,000円は大原揚水機等の修繕費及びため池ハザードマップの作成費を新たに計上するものでございます。

16ページをご覧ください。

第2項・林業費、第2目・林業振興費は169万円を増額し、3,405万1,000円とするものでありますが、みえ森と緑の県民税市町交付金事業の交付金の連携枠分で森林組合おわせへの補助金を新たに計上するものでございます。

17ページをご覧ください。

第3項・水産業費、第1目・水産業総務費は20万6,000円を増額し、2,186万円とするものでありますが、島勝漁村センター管理事業で浄化槽の修繕費を新たに計上するものでございます。

第2目・水産業振興費は98万6,000円を増額し、2,917万円とするものでありますが、漁業振興対策事業で長島港内の漁船用燃料圧送ポンプの更新に係る補助金を新たに計上するものでございます。

第3目・漁港管理費は77万円を増額し6億2,446万8,000円とするものでありますが、漁港管理事業で海野浦漁港の土砂撤去費等を新たに計上するものでございます。

18ページをご覧ください。

第6款 第1項ともに商工費、第2目・商工業振興費は12万円を増額し4,393万1,000円とするものでありますが、道の駅海山管理事業で、指定管理者選定委員会の委員報償費を新たに計上するものでございます。

19ページをご覧ください。

第8款、第1項ともに消防費、第3目・消防施設費は32万4,000円を増額し2,190万円とするものでありますが、消防機械器具整備管理事業で、防火水槽の工事請負費を新たに計上するものでございます。

20ページをご覧ください。

第9款・教育費、第2項・小学校費、第2目・教育振興費は138万7,000円を増額し2,616万8,000円とするものでありますが、要保護及び準要保護児童就学援助事業で、扶助費を増額するものでございます。

21ページをご覧ください。

第3項・中学校費、第2目・教育振興費は33万4,000円を増額し2,312万2,000円とするものでありますが、要保護及び準要保護生徒就学援助事業で、扶助費を増額するものでございます。

22ページをご覧ください。

第4項、第2目ともに幼稚園費は79万1,000円を増額し5,896万2,000円とするものでありますが、幼稚園管理運営事業で、工事請負費を増額するものでございます。

23ページをご覧ください。

第10款・災害復旧費、第2項・農林水産施設災害復旧費、第3目・林業施設災害復旧費は2,716万6,000円を増額するものでありますが、林道野又越線で国補林道災害復旧事業2,500万円は工事請負費、町単林道災害復旧事業216万6,000円は測量設計委託費を新たに計上するものでございます。

24ページからは、地方債の現在高見込みに関する調書でございますが、25ページの合計欄をご覧ください。

前年度末現在高は121億1,639万8,000円であり、当該年度中の起債見込額は、今回の補正分890万円の増額により28億9,110万円となり、当該年度中の元金償還見込額の12億6,855万円を差し引きいたしますと、当該年度末現在高見込額は137億3,894万8,000円となる見込みでございます。

26ページからは給与費明細書でございます。

今回の補正につきましては、27ページをご覧ください。

子ども・子育て支援事業におきまして、時間外勤務手当60万円の増額を行うもので、これにより変更後の職員手当が3億7,172万6,000円、合計では12億4,227万7,000円となります。

以上で、議案第50号 令和元年度紀北町一般会計補正予算（第2号）の説明を終わらせていただきます。

どうぞよろしくお願いたします。

東清剛議長

次に、議案第51号、52号についての内容説明を求めます。

上村住民課長。

上村毅住民課長

それでは、議案第51号 令和元年度紀北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1

号)の内容につきまして、説明させていただきます。

予算書の1ページをご覧ください。

令和元年度紀北町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)

元号を改める政令(平成31年政令第143号)の施行に伴い、施行日以降は、「平成31年度紀北町国民健康保険事業特別会計予算」の名称を「令和元年度紀北町国民健康保険事業特別会計予算」とし、予算書における年度表記については、「平成31年度」を「令和元年度」と読み替えるものとする。

令和元年度紀北町の国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,525万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ21億2,691万3,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和元年9月3日提出

紀北町長 尾上壽一

内容につきましては、予算に関する説明書に基づき、歳入から説明させていただきますので、6ページをご覧ください。

第3款・県支出金、第3項・県負担金、補助金、第1目・保険給付費等交付金63万9,000円の増額は、国保システム改修に伴う、特別調整交付金56万1,000円の増額と前年度特定健康診査等負担金返還金7万8,000円の増額でございます。

第5款・繰入金、第2項、第1目ともに積立基金繰入金1,424万4,000円の減額は、繰越金の精算により財政調整基金の繰入金を減額するものでございます。

第6款、第1項、第1目ともに繰越金2,885万8,000円の増額は、前年度事業費の精算によるものでございます。

続きまして、歳出の説明をさせていただきます。

7ページをご覧ください。

第1款・総務費、第1項・総務管理費、第1目・一般管理費221万1,000円の増額につきましては、特別調整交付金申請支援委託料等の増額となっております。

8ページをご覧ください。

第6款、第1項ともに基金積立金、第1目・財政調整基金積立金296万3,000円の増額は、繰越金の精算により積み立てるものでございます。

続きまして、9ページをご覧ください。

第8款・諸支出金、第2項・国県支出金返納金、第2目・県支出金返納金1,007万9,000円の増額は、前年度保険給付費等交付金の精算に伴う返還金でございます。

以上で、議案第51号 令和元年度紀北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）の説明を終わります。

上村毅住民課長

続きまして、議案第52号 令和元年度紀北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の内容につきまして、説明させていただきます。

予算書の1ページをご覧ください。

令和元年度紀北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

元号を改める政令（平成31年政令第143号）の施行に伴い、施行日以降は、「平成31年度紀北町後期高齢者医療特別会計予算」の名称を「令和元年度紀北町後期高齢者医療特別会計予算」とし、予算書における年度表記については、「平成31年度」を「令和元年度」と読み替えるものとする。

令和元年度紀北町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,512万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億7,522万3,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和元年9月3日提出

紀北町長 尾上壽一

内容につきましては、予算に関する説明書に基づき、歳入から説明させていただきます。6ページをご覧ください。

第5款、第1項、第1目ともに繰越金1,512万9,000円の増額は、前年度の歳計剰余金でございます。

続きまして、歳出を説明させていただきますので、7ページをご覧ください。

第2款、第1項、第1目ともに後期高齢者医療広域連合納付金148万6,000円の増額は、広域連合納付金のうち、保険料負担金の増額でございます。

8ページをご覧ください。

第4款・諸支出金、第2項・繰出金、第1目・他会計繰出金1,364万3,000円の増額は、前年度療養給付費の精算に伴う、一般会計への繰出金でございます。

以上で、議案第52号 令和元年度紀北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

東清剛議長

次に、議案第53号についての内容説明を求めます。

中村福祉保健課長。

中村吉伸福祉保健課長

それでは、議案第53号 令和元年度紀北町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

予算書の1ページをお願いします。

令和元年度紀北町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）

元号を改める政令（平成31年政令第143号）の施行に伴い、施行日以降は、「平成31年度紀北町介護サービス事業特別会計予算」の名称を「令和元年度紀北町介護サービス事業特別会計予算」とし、予算書における年度表記については、「平成31年度」を「令和元年度」と読み替えるものとし、「平成32年度」以降も同様とする。

令和元年度紀北町の介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,120万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億8,596万8,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和元年9月3日提出

紀北町長 尾上壽一

内容につきましては、予算に関する説明書に基づき、説明させていただきます。

歳入予算からご説明いたします。

6ページをお願いいたします。

第6款、第1項、第1目ともに繰越金は、1,120万9,000円を増額し、1,121万円とするもので、介護サービス事業特別会計の歳計剰余金でございます。

続きまして、歳出予算についてご説明いたします。

7ページをお願いいたします。

第1款・総務費、第1項・施設管理費 第1目・一般管理費は、23万3,000円を増額し、1億7,098万2,000円とするものであります。

内容としまして、ボイラー煙突の修繕料でございます。

次に、8ページをお願いいたします。

第3款・基金積立金、第1項・基金積立金、第1目・紀北町指定介護老人福祉施設基金積立金は、1,097万6,000円を紀北町指定介護老人福祉施設基金積立金に積み立てるものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

東清剛議長

次に、議案第54号についての内容説明を求めます。

上野水道課長。

上野隆志水道課長

それでは、議案第54号 平成30年度紀北町水道事業会計利益の処分について、ご説明させていただきます。

議案書の37ページをお願いいたします。

議案第54号 平成30年度紀北町水道事業会計利益の処分について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号の第32条第2項の規定により、平成30年度紀北町水道事業会計利益の処分について、別紙のとおり、未処分利益剰余金1億2,332万8,364円のうち80万円を減債積立金に積み立て、1,494万3,289円を建設改良積立金に積み立て、1,568万7,236円を資本金へ組み入れたいので、議会の議決を求める。

令和元年9月3日提出

紀北町長 尾上壽一

38ページをお願いいたします。

平成30年度紀北町水道事業会計決算書の抜粋でございます。

4. 平成30年度紀北町水道事業剰余金処分計算書（案）の表になります。

表の右側の未処分利益剰余金でございますが、当年度末残高1億2,332万8,364円のうち、議会の議決による処分額といたしましては、当年度純利益と建設改良積立金の取崩額をあわせた3,143万525円をお願いするものでございます。

内訳といたしましては、減債積立金に80万円、建設改良積立金に1,494万3,289円を積み立て、資本金に1,568万7,236円を組み入れたいので、議会の議決を求めるものでございます。

以上で、説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

東清剛議長

続きまして、決算関係であります。まず、最初に認定第1号から認定第5号までの審査の結果について、代表監査委員から意見等の説明並びに報告を求めます。

松永代表監査委員。

松永剛監査委員

それでは決算審査の報告をさせていただきます。

平成30年度紀北町一般会計・特別会計歳入歳出決算及び基金運用状況審査意見書の1ページをご覧ください。

第1 審査の概要

1 審査の対象

平成30年度紀北町一般会計歳入歳出決算

平成30年度紀北町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算

平成30年度紀北町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算

平成30年度紀北町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算

平成30年度紀北町土地開発基金運用状況調書

平成30年度紀北町育英基金運用状況調書

平成30年度紀北町国民健康保険出産費資金貸付基金運用状況調書

平成30年度紀北町国民健康保険高額療養費貸付基金運用状況調書

2 審査の期間

令和元年7月29日から令和元年8月20日

3 審査を実施した監査委員

松永剛、平野隆久

4 審査の手続

審査に付された各会計歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書について、関係法令に準拠して作成されているかを確認、これらの計数の正確性を検証するため、関係諸帳簿その他証書類との照合等を実施した。

2ページをご覧ください。

第2 審査の結果

審査に付された各会計歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書は、関係法令に準拠して作成されており、その計数は、関係諸帳簿その他証書類と照合した結果誤りはなく、また、予算の執行及び関連する事務処理についても、適正に行われているものと認められる。

以下、決算数値の詳細などにつきましては、ご確認いただくこととしまして、最終ページ、25ページの所見を朗読させていただきます。

5 所見

本決算は、地方自治法その他関係法令の規定に基づき審査した結果、決算書などは適法かつ正確に作成され、その収支は適正に執行処理されていることが認められた。

一般会計の歳入決算額は109億2,737万263円であり、前年度対比2億3,045万9,774円(2.15%)増額となっている。

財源別にみると自主財源は、32億3,114万8,333円で、前年度比4.78ポイントの減少、依存財源は、76億9,622万1,930円で、前年度比5.37ポイントの増加となっている。自主財源減額の主な原因としては、寄附金が前年度に比べ4,331万2,818円(21.76%)減額によるがふるさと納税の寄附件数は、前年度と比較して340件増加しており、引き続き好評であることか伺える。

また、町税収入については、前年度と比較して6,581万8,171円(4.34%)の減額となっているが、収納率は95.45%と前年度対比2.43ポイント上昇している。歳入全体では地方交付税が町債、国県の補助金などへの依存割合が増加傾向にある。少子高齢化及び人口減少に伴い、就労人口も減少していく中で、今後も厳しい状況は続くと思われることから、引き続き町税収納率の向上とふるさと納税の促進などにより、自主財源の確保

に努められたい。

一方、歳出決算については、紀北クリーンセンターの改修工事や多目的会館改築工事を行っており、歳出総額で3億5,561万3,322円（3.49%）の増額となっている。身近な生活環境に対応する必要不可欠な事業に加え、紀伊長島消防署の移転整備や防災無線のデジタル化、防災アプリシステム構築事業等に着手しており、来るべき災害に備えた事業や紀伊長島地区学校給食センターの整備事業に着手するなど、紀北町第2次総合計画重点プロジェクトに沿った事業が進められている。

特別会計の国民健康保険事業特別会計について、歳入が前年度対比5億6,558万4,455円（19.08%）減額し、歳出においても5億1,932万4,860円（18.04%）減額している。これは平成30年より国民健康保険の財政運営の主体が都道府県へ移行した制度改正によるもので、今後財政基盤が安定しスケールメリットが出てくるものと思われるが、保険料の動向などを注視する必要がある。

介護サービス事業特別会計や前年度までは収入不足分を基金の繰り入れに依存していたが、職員で組織する改善委員会を立ち上げて、経営改善に取り組んだ結果、平成30年度決算においては、基金繰入金をなくすとともに、798万5,000円の基金の積み増しを行っており、大幅な改善がみられた。今後ともこのような取り組みを進めるとともに、利用者にとっても魅力ある施設となるよう経営努力に努められたい。

全国的には雇用取得環境の改善が続く中で、各種政策の効果もあり景気は緩やかな回復傾向にあると言われているが、本町においてはいまだ厳しい経済状況が続いている。合併特例事業債や過疎対策事業債などの有効な起債を十分に活用し、限られた財源の中で住民のニーズに対応した効率的かつ重点的な予算配分により、健全な財政運営に努められたい。

続きまして、平成30年度紀北町水道事業会計決算審査意見書の1ページをご覧ください。

第1 審査の概要

1. 審査の対象

平成30年度紀北町水道事業会計決算

2. 審査の期間

令和元年6月28日から令和元年8月20日

3. 審査を実施した監査委員

松永剛、平野隆久

4. 審査の手續

審査に付された決算書類について、関係法令に準拠して作成されているかを確認、事業の経営成績及び財政状態を適正に表示しているかを検証するため、会計帳簿及び証拠書類の照合等を実施した。

2 ページをご覧ください。

第2 審査の結果

審査に付された決算諸表は、水道事業の経営成績及び財政状態をおおむね適正に表示しているものと認められた。

以下、決算数値の詳細等につきましては、ご確認いただくこととしまして最後ページ、3 ページの所見を朗読させていただきます。

3 所見

水道事業会計決算については、損益計算書、貸借対照表及びキャッシュ・フロー計算書からも業務活動の業績は概ね良好であると考えられる。

昨年度の検討事項としていた有利子負債についても、企業債などの有利子負債残高の減少させつつ、建設改良にかかる投資も実施しており、比較的良好な経営状況にあると思われる。

現年収納率については99.32%と、昨年度に引き続き高い水準を維持している。一方で昨年度に簡易水道事業が上水道事業と統合されたことにより、財源の1つであった過疎対策事業債等の活用が見込めないことや、今後の給水量の増加は見込めないことから、引き続き安定した収納率の確保に努められたい。

年間有収水量については57.1%と、昨年度と同様の数値で、いまだ県下でも低い状況にあり、原因として、老朽管による漏水の発生が考えられる。平成30年度の建設改良工事については、江ノ浦大橋耐震補強工事に伴う支障移転工事、上里地区や三浦地区、馬瀬地区などでの配水管布設替工事が行われており、耐震管の更新をこれからも続けられたい。

また、沖見低区配水池での緊急遮断弁の設置事業や、紅ヶ平浄水場自家発電機施設防水工事を実施しており、急務である南海トラフ地震や近年多発している豪雨による洪水などの災害対策としても、既存の水道基盤の強化に向け取り組んでいただきたい。

特別損失については貸倒引当金繰入額で予算を超過している状況となっており、現金

支出を伴わない予算ではあるが、今後は正確に予算計上するよう努められたい。

近年、紀北町では給水人口及び給水収益ともに減少傾向となっているが、水道事業は住民生活を支える極めて重要なライフラインであり、将来にわたって安全で良質な水道水を安定的に供給し続けていくことはもちろんのこと、災害などの非常時には迅速な対応が求められることから、今後とも健全な経営の維持を図りつつ、水道施設の整備及び維持管理などの適正化に努められたい。

以上でございます。

東清剛議長

続いて、会計管理者より、水道会計を除いた認定第1号から認定第4号までの4件についての詳細説明を求めます。

武岡会計管理者。

武岡芳樹会計管理者

それでは、平成30年度「紀北町一般会計」及び「特別会計3件」の歳入歳出決算につきまして、その概要を説明させていただきます。

認定第1号 平成30年度 紀北町一般会計歳入歳出決算認定についてでございます。
議案書の39ページをお願いいたします。

認定第1号 平成30年度紀北町一般会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成30年度紀北町一般会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和元年9月3日提出

紀北町長 尾上壽一

説明につきましては、各会計の歳入歳出決算事項別明細書によりまして、歳入歳出の「款」の金額、「項」以降は主要な事業等とさせていただきますので、お手元の決算説明資料を併せてご参照願います。

それでは、一般会計・歳入から説明させていただきますので、決算書11ページをお願いいたします。

歳入、第1款・町税でございます。

町税全体の収入済額は、14億5,229万8,007円、調定額は15億2,156万9,571円で、徴収率は95.45%、前年度が93.02%で2.43%の増となり、この内、現年度分の徴収率は98.68%、滞納繰越分の徴収率は30.61%でございます。

第2款・地方譲与税の収入済額は、6,865万3,000円、第3款・利子割交付金の収入済額は、347万4,000円、第4款・配当割交付金の収入済額は、699万4,000円でございます。

13ページの第5款・株式等譲渡所得割交付金の収入済額は561万円、第6款・地方消費税交付金の収入済額は、2億9,165万6,000円、第7款・自動車取得税交付金の収入済額は、2,610万9,000円、第8款・地方特例交付金の収入済額は、647万6,000円、第9款・地方交付税の収入済額は、41億4,180万6,000円、第10款・交通安全対策特別交付金の収入済額は、120万7,000円、第11款・分担金及び負担金の収入済額は、5,870万5,407円で、主な収入は、第2項・負担金・第2目・民生費負担金の私立保育所保育料負担金、老人ホーム赤羽寮入所負担金等でございます。

15ページの第12款・使用料及び手数料の収入済額は、2億338万1,035円で、主な収入は、第1項・使用料、第5目・商工使用料では、森林公園オートキャンプ場施設使用料、温泉施設使用料等、第6目・土木使用料は、町営住宅使用料等でございます。

第2項・手数料、第1目・総務手数料は、戸籍住民手数料等でございます。

17ページの第13款・国庫支出金の収入済額は、7億1,543万1,904円で、主な収入は、第1項・国庫負担金、第1目・民生費負担金の、子どものための教育・保育給付費国庫負担金、障害者自立支援給付費等国庫負担金、児童手当等負担金、国民健康保険保険基盤安定負担金等でございます。

第2項・国庫補助金、第1目・総務費補助金では、地方創生推進交付金、社会保障・税番号制度システム整備費補助金等、第2目・民生費補助金は、子ども・子育て支援交付金、障害者地域生活支援事業費等補助金等、第3目・衛生費補助金は、循環型社会形成推進交付金等、第4目・農林水産業費補助金は、農山漁村地域整備交付金、同じく繰越分、第6目・土木費補助金は、社会資本整備総合交付金、第8目・教育費補助金は、天然記念物食害対策事業補助金等でございます。

19ページの第3項・委託金、第1目・総務費委託金では、相乗り運送実証事業委託金、第2目・民生費委託金は、国民年金事務委託金等でございます。

第14款・県支出金の収入済額は、9億2,095万3,026円で、主な収入は、第1項・県負担金、第2目・民生費負担金では、障害者介護給付費負担金、施設型給付費・地域型保育給付費県費負担金、後期高齢者医療保険基盤安定事業費負担金、国民健康保険保険基盤安定負担金、児童手当県負担金等でございます。

第2項・県補助金、第2目・民生費補助金では、心身障がい者医療費補助金、こども医療費補助金、地域子ども・子育て支援事業費補助金、障害者グループホーム緊急整備事業費補助金、一人親家庭等医療費補助金等、第3目・衛生費補助金は、浄化槽設置促進事業補助金等、21ページの第4目・農林水産業費補助金は、畜産施設等整備事業費補助金、繰越分、市町営農山漁村地域整備事業費補助金、みえ森と緑の県民税市町交付金事業費交付金、国庫補助林道事業補助金、同じく繰越分、造林補助事業補助金、同じく繰越分、鳥獣被害防止緊急捕獲等対策交付金等、第7目・消防費補助金は、地域減災力強化推進補助金、第8目・教育費補助金は、放課後子ども教室推進事業費補助金等、第9目・災害復旧費補助金は、農業用施設災害復旧事業補助金、繰越分、第10目・電源立地地域対策交付金でございます。

第3項・委託金、第1目・総務費委託金では、個人県民税徴収取扱費委託金、知事選挙執行委託金、県議会議員選挙執行委託金、統計調査委託金等、第4目・農林水産業費委託金は、海岸維持修繕事業委託金等、23ページの第6目・土木費委託金は、長島港港湾施設管理委託金、海岸清掃委託金、港湾清掃委託金等、第7目・消防費委託金は、樋門管理委託金でございます。

第15款・財産収入の収入済額は、1,970万1,174円で、主な収入は、第1項・財産運用収入の土地の貸付収入、基金運用利息、第2項・財産売却収入の土地・立木・物品の売払い収入等でございます。

第16款・寄附金の収入済額は、1億5,575万7,000円で、主な収入は、第1目・総務費寄附金のふるさと寄附金で、寄附件数は7,473件でございます。

第17款・繰入金の収入済額は、6億6,920万4,608円で、第1項・基金繰入金、第1目・財政調整基金、第3目・地域づくり事業基金、25ページの第4目・福祉事業基金、第6目・環境衛生施設整備基金、第18目・ふるさと応援基金からの繰入でございます。

第2項・特別会計繰入金は、後期高齢者医療特別会計の精算による繰入でございます。

第18款・繰越金の収入済額は、5億1,149万3,484円で、前年度の歳計剰余金でございます。

第19款・諸収入の収入済額は、1億6,060万7,618円で、主な収入は、第1項・延滞加算金及び過料では、町民税や固定資産税などの延滞金、第3項・貸付金元利収入は、奨学金貸付金返還金と災害援護資金貸付金返還金、第4項・受託事業収入、第1目・民

生費受託事業収入は、地域支援事業受託事業、老人ホーム入所者受託事業等、第3目・農林水産業費受託事業収入は、分収造林受託事業収入、27ページの第5項・雑入は、スポーツ振興関係雑入他でございます。

第20款・町債の収入済額は、15億785万2,000円で、第1目・総務債では、過疎対策事業債でソフト事業、第2目・民生債では、過疎対策事業債で障がい者グループホーム建築事業に、第3目・衛生債では、合併特例事業債でクリーンセンター改修事業、上水道事業出資債で沖見低区配水池緊急遮断弁設置事業、過疎対策事業債で不燃物処理場浸出水処理施設更新事業に、第4目・農林水産業債では、合併特例事業債で海岸保全施設整備事業、過疎対策事業債で林道江竜線改良事業等に、第6目・土木債では、過疎対策事業債で町道相賀桜町3号線他2路線道路整備事業、町道小山1号線他3路線道路整備事業等に、第7目・消防債では、過疎対策事業債で小型動力ポンプ付積載車購入事業等、合併特例事業債で避難誘導灯整備事業、緊急防災・減災事業債で同報系行政無線デジタル化事業、全国瞬時警報システム受信機器更新事業等に、第8目・教育債では、合併特例事業債で社会教育施設整備事業、総合体育館施設統合・除却事業、紀伊長島地区学校給食センター整備事業、緊急防災・減災事業債で若者センター特定天井補強事業に、第9目・災害復旧事業債では、農業施設補助災害復旧事業に充当してございます。

第10目は、臨時財政対策債でございます。

以上、歳入合計は、予算現額116億7,666万9,807円、調定額110億6,108万3,225円、調定額に対する収入済額が109億2,737万263円となり、第1款・町税、第11款・分担金及び負担金の不納欠損額は791万4,860円でございます。

また、第1款・町税、第11款・分担金及び負担金、第12款・使用料及び手数料、第15款・財産収入、第19款・諸収入を合わせた収入未済額が1億2,579万8,102円となりました。

続きまして、「歳出」でございます。

29ページの第1款・議会費の支出済額は9,928万1,966円で、主な支出は、議員報酬や職員人件費のほか、議会活動と事務に要した経費でございます。

第2款・総務費の支出済額は15億4,428万3,396円で、第1項・総務管理費の主な支出は、第1目・一般管理費では、特別職人件費、職員人件費、嘱託職員等賃金、総合住民情報システム運営事業等、31ページの第2目・文書広報費は、CATV行政放送事業、一般広報・広聴事業、ホームページ運営事業、文書取扱事務経費、第5目・財産管理費

は、庁舎・公用車・町有財産の維持管理、地区集会所管理事業、財政調整基金、減債基金、環境衛生施設整備基金、ふるさと応援基金などへの積立金でございます。

33ページの第6目・企画費は、ふるさと寄附金推進事業、高度情報化推進事業、地方バス運行対策事業、地域おこし協力隊受け入れ事業、相乗り運送実証事業等に要した経費、第7目・支所及び出張所費は、総合支所の管理経費、嘱託職員等賃金等、35ページの第10目・生活安全推進費は、空家等対策推進事業等、第12目・諸費は、町税過誤納付による歳出還付金等、第13目・地域振興費は、地域活性化推進事業で住宅リフォーム補助金でございます。

第2項・徴税費、第1目・税務総務費は、職員人件費や税務一般事務費、第2目・賦課徴収費は、町税の賦課徴収の事務に要した経費でございます。

37ページの第3項・戸籍住民基本台帳費は、職員人件費、嘱託職員等賃金、戸籍電算管理事業等、第4項・選挙費は、選挙管理委員会の職員人件費や、町議会議員選挙、知事・県議会議員選挙の執行等に要した経費でございます。

39ページの第5項・統計調査費、第2目・指定統計費は、指定統計調査受託事業に要した経費でございます。

41ページの第3款・民生費の支出済額は25億3,557万9,289円で、第1項・社会福祉費の主な支出は、第1目・社会福祉総務費では、職員人件費や紀北広域連合運営事業、国民健康保険事業特別会計繰出金、紀北町社会福祉協議会助成事業、第3目・身体障害者福祉費は、障害者介護・訓練等給付事業、心身障害者医療費助成事業、障害者グループホーム緊急整備事業、障害者更生医療費給付事業等、43ページの第4目・国民年金事務費は、職員人件費や年金事務に要した経費でございます。

第1項・社会福祉費の繰越明許費194万6,000円は、第1目・社会福祉総務費のプレミアム付商品券事業に要する経費を令和元年度へ繰り越すものでございます。

第2項・老人福祉費の主な支出は、第1目・老人福祉総務費では、後期高齢者医療特別会計繰出金、地域支援事業、老人福祉施設措置事業、配食サービス事業等、第2目・養護老人ホーム費は、職員人件費や老人ホーム管理運営事業に要した経費でございます。

45ページの第3項・児童福祉費の主な支出は、第1目・児童福祉総務費では、子育て支援センター設置事業、放課後児童クラブ対策事業等、第2目・保育所費は、職員人件費や、児童保育事業等、47ページの第3目・児童措置費は、児童手当等支給事業、第

4目・母子福祉費は、子ども医療費助成事業、一人親家庭等医療費助成事業に要した経費でございます。

第4款・衛生費の支出済額は16億5,098万1,509円で、主な支出は、第1項・保健衛生費、第1目・保健衛生総務費では、職員人件費、地域保健共通事業等、49ページの第2目・予防費は、予防接種事業、ガン検診事業等、第3目・環境衛生費は、火葬場及び霊柩車管理運営事業、浄化槽設置整備事業等に要した経費でございます。

51ページの第2項・清掃費の主な支出は、第1目・清掃総務費では、職員人件費、第2目・塵芥処理費は、リサイクルセンター管理運営事業、ごみ収集処理事業、資源ごみリサイクル促進事業、廃棄物適正処理推進事業、不燃物処理施設管理事業等、第3目・し尿処理費は、クリーンセンター改修工事、し尿処理事業に要した経費でございます。

53ページの第3項・上水道費は、企業債償還等のための上水道事業繰出金でございます。

第5款・農林水産業費の支出済額は9億9,763万3,755円で、主な支出は、第1項・農業費、第2目・農業総務費では、職員人件費、農政総合企画事業等、第3目・農業振興費は、畜産施設等整備事業繰越分、55ページの第5目・農地費は、海岸環境整備事業、農地防災事業、有害鳥獣対策及び駆除事業等に要した経費でございます。

第1項・農業費の繰越明許費1,000万円は、第2目・農業総務費の農業用施設管理事業に要する経費を令和元年度へ繰り越すものでございます。

第2項・林業費の主な支出は、第1目・林業総務費では、職員人件費、林政総合企画事業、第2目・林業振興費は、みえ森と緑の県民税市町交付金事業、中間土場整備助成事業、林道安全対策管理助成事業等、57ページの第3目・林業施設費は、林道・治山関係事業、林道改良事業等、第4目・町有林造成費は、職員人件費や町有林造成事業等、第5目・分収造林費は、国立研究開発法人森林研究整備機構との分収契約による造林事業等に要した経費でございます。

第2項・林業費の繰越明許費1,908万824円は、第4目・町有林造成費の町有林造成事業に要する経費を令和元年度へ繰り越すものでございます。

第3項・水産業費の主な支出は、第1目・水産業総務費では、職員人件費、59ページの第2目・水産業振興費は、漁業振興対策事業、水産資源増殖事業、町単沿岸漁場整備事業、藻場再生事業等、第3目・漁港管理費は、三浦及び矢口漁港海岸保全施設整備

事業や漁港の管理に要した経費でございます。

第3項・水産業費の繰越明許費6億4,869万9,000円は、第3目・漁港管理費の海岸保全施設整備事業、漁港管理事業に要する経費を令和元年度へ繰り越すものでございます。

東清剛議長

暫時休憩いたします。1時まで休憩いたします。

(午後 0時 00分)

東清剛議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午後 1時 00分)

東清剛議長

武岡会計管理者。

武岡芳樹会計管理者

それでは、決算書59ページをお願い申し上げます。

一般会計歳出、第6款・商工費でございます。第6款・商工費の支出済額は2億4,895万5,402円で、主な支出は、第1項・商工費、第1目・商工総務費では、職員人件費、地方創生推進交付金事業商工分、61ページの第2目・商工業振興費は、中小企業指導育成事業、道の駅海山管理事業、ふれあい広場マンドロ管理事業、道の駅マンボウ管理事業、地域振興施設運営管理事業等に、第3目・観光費は、森林公園オートキャンプ場管理運営事業、温泉施設管理運営事業、観光振興推進事業等に要した経費でございます。

第7款・土木費の支出済額は4億8,725万620円で、主な支出は、63ページの第1項・土木管理費、第1目・土木総務費では、職員人件費や道路台帳修正業務、地籍調査事業等、第2項・道路橋りょう費の主な支出は、第1目・道路橋りょう総務費では、職

員人件費等、第2目・道路橋りょう維持費は、町道長島下地線法面修繕工事、繰越分、白浦トンネル修繕工事等、65ページの第3目・道路橋りょう新設改良費は、町道相賀桜町2号線道路整備工事、町道呼崎3号線道路整備工事、町道汐見町16号線他1路線道路整備工事、町道久賀坂1号線道路整備工事等に要した経費でございます。

第3項・河川費の主な支出は、第1目・河川総務費では、海岸環境清掃業務委託事業等、第2目・河川施設費は、河川改修及び維持補修事業、第3目・砂防費は、急傾斜地崩壊対策事業に要した負担金でございます。

第3項・河川費の繰越明許費1,267万5,700円は、第3目・砂防費の急傾斜地崩壊対策事業負担金を令和元年度へ繰り越すものでございます。

第4項・港湾費の主な支出は、第1目・港湾管理費では、江ノ浦橋管理委託事業等、第2目・港湾施設費は、港湾施設整備事業負担金でございます。

第4項・港湾費の繰越明許費209万7,150円は、第2目・港湾施設費の港湾施設整備事業負担金を令和元年度へ繰り越すものでございます。

第5項・都市計画費の主な支出は、第1目・都市計画総務費では、職員人件費等、67ページの第6項・住宅費は、町営住宅管理事業、木造住宅耐震診断等事業等に要した経費でございます。

第8款・消防費の支出済額は5億9,824万5,643円で、主な支出は、第1項・消防費、第1目・常備消防費では、三重紀北消防組合への負担金、第2目・非常備消防費は、消防団活動事業等、69ページの第3目・消防施設費は、消防施設・機械器具整備事業等、第4目・水防費は、河川海岸水防対策事業等、第5目・災害対策費は、防災行政無線管理事業、災害対策事業、地震・津波災害避難路等整備事業等に要した経費でございます。

71ページの第9款・教育費の支出済額は10億7,007万7,805円で、主な支出は、第1項・教育総務費、第2目・事務局費では、職員人件費、スクールバス運行事業等、第3目・教育振興費は、きほく子育て応援事業等、第4目・奨学費は、奨学金貸与事業などに要した経費でございます。

73ページの第2項・小学校費の主な支出は、第1目・学校管理費では、小学校10校の管理運営や修繕などに要した経費、第2目・教育振興費は、小学校教育活動振興助成事業、要保護・準要保護児童就学援助費等に要した経費でございます。

第2項・小学校費の繰越明許費5,806万3,000円は、第1目・学校管理費の小学校校舎等施設営繕事業を令和元年度へ繰り越すものでございます。

第3項・中学校費の主な支出は、第1目・学校管理費では、中学校4校の管理運営や修繕などに要した経費、75ページの第2目・教育振興費は、中学校教育活動振興助成事業、要保護・準要保護生徒就学援助費等に要した経費でございます。

第3項・中学校費の繰越明許費2,811万2,000円は、第1目・学校管理費の中学校校舎等施設営繕事業を令和元年度へ繰り越すものでございます。

第4項・幼稚園費は、職員人件費、幼稚園3園の管理運営や修繕などに要した経費でございます。

77ページの第5項・社会教育費の主な支出は、第1目・社会教育総務費では、職員人件費、集会施設等管理運営事業、多目的会館改築工事等、第2目・公民館費は、公民館の管理運営に、79ページの第3目・郷土資料館費は、郷土資料館の管理運営に、第4目・文化財調査費は、特別天然記念物カモシカ食害対策事業等に要した経費でございます。

第6項・保健体育費の主な支出は、第1目・保健体育総務費では、スポーツ交流推進事業等、81ページの第2目・給食施設費は、各学校・給食センター等給食施設の管理運営、紀伊長島地区学校給食センター整備事業等、第3目・体育施設費は、健康増進施設管理事業、体育館管理事業の紀伊長島体育館解体工事等に要した経費でございます。

第10款・災害復旧費の支出済額は、1,442万6,880円で、主な支出は、83ページの第2項・農林水産施設災害復旧費、第1目・農業用施設災害復旧費、国補及び町単農業用施設災害復旧事業、繰越分に要した経費でございます。

第11款の公債費の支出済額は12億9,431万4,062円で、地方債の元金と利子の償還金でございます。

第14款・予備費の支出は、ございませんでした。

以上、歳出合計は、予算現額116億7,666万9,807円に対しまして、支出済額が105億4,103万327円、繰越明許費繰越額が7億8,067万3,674円、その結果、差引不用額は3億5,496万5,806円となりました。

85ページをお願い申し上げます。

実質収支に関する調書でございます。

歳入総額109億2,737万円から、歳出総額105億4,103万円を差し引いた歳入歳出差引額は3億8,634万円となり、歳入歳出差引額から翌年度へ繰り越すべき財源4,374万円を差し引いた3億4,260万円を、実質収支額として令和元年度へ繰り越すものでござい

す。

続きまして、87ページの財産に関する調書でございます。

前年度に比べ、増減のあった個所について、説明させていただきます。

87ページの1. 公有財産の(1) 土地及び建物でございます。

土地についての区分欄、公共用財産、学校7,047㎡の減は、紀伊長島給食センター用地の取得による増、引本小学校閉校による減、によるものでございます。

区分欄、その他の施設8,950㎡の増は、引本小学校閉校によるものでございます。

次に建物でございます。

建物の木造についての区分欄、公共用財産、学校 2,926㎡の減は、引本小学校閉校によるものでございます。

公営住宅155㎡の減は、町営住宅天摩団地2棟、上里団地1棟、生熊団地1棟の解体によるものでございます。

その他の施設2,515㎡の増は、引本小学校閉校による増、旧三野瀬支所解体による減、旧紀伊長島郷土資料館解体による減、旧紀伊長島用務員住宅解体による減、旧三戸分校教員住宅解体による減によるものでございます。

建物の非木造の区分欄、公共用財産、学校70㎡の減は、引本小学校閉校によるものでございます。

その他の施設2,777㎡の減は、多目的会館改築における新旧建物の面積の差による減、紀伊長島体育館解体による減、引本小学校閉校による増によるものでございます。

(2) の山林の面積、区分欄、所有4万100㎡の増、貸付林4万100㎡の減は、貸付林の返還によるものでございます。

立木の推定蓄積量、所有7,514m³の増は、生長による増、貸付林の返還による増と町有林の除伐等による減によるもので、分収林60m³の減は、生長による増と分収林の除伐等による減によるものでございます。

(3) の物権、88ページの(4) の出資による権利、(5) の出捐金の増減はございませんでした。

続きまして、89ページの2・物品でございます。

区分欄、普通乗用車1台減は、町長車の処分に伴うものでございます。

自家用乗合自動車(マイクロバス)1台増は、相賀小学校スクールバス購入によるものでございます。

3・基金でございます。

区分、動産の預金（一般会計）では、財政調整基金1億2,602万円の減、減債基金44万4,000円の増、庁舎等改築及び改修基金1,000円の増、地域づくり事業基金2,105万8,000円の減、福祉事業基金242万7,000円の減、環境衛生施設整備基金4,091万7,000円の減、地域振興基金788万1,000円の増、ふるさと応援基金1,278万9,000円の減、小計では、1億9,488万5,000円の減となっております。

動産の預金（特別会計）では、国民健康保険財政調整基金4,377万9,000円の増、指定介護老人福祉施設基金798万5,000円の増、小計では、5,176万4,000円の増となり、基金全体では1億4,312万1,000円を減額いたしております。

武岡芳樹会計管理者

続きまして、認定第2号 平成30年度紀北町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてでございます。

議案書の40ページをお願いいたします。

認定第2号 平成30年度紀北町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成30年度紀北町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和元年9月3日提出

紀北町長 尾上壽一

決算書96ページをお願いいたします。

平成30年度 紀北町国民健康保険事業特別会計・歳入でございます。

第1款・国民健康保険料の収入済額は3億4,750万4,068円、調定額は4億5,539万4,682円で、徴収率は76.31%、前年度が76.04%で、0.27%の増となり、この内、現年度分の徴収率は96.37%、滞納繰越分の徴収率は13.36%でございます。

第2款・使用料及び手数料の収入済額は、4万4,109円で、保険料の督促手数料でございます。

第3款・県支出金の収入済額は、17億9,497万9,421円で、保険給付費等交付金でございます。

98ページの第5款・繰入金の収入済額は、1億6,835万3,293円で、一般会計などか

らの繰入金でございます。

第6款・繰越金の収入済額は、8,511万8,076円で、前年度の歳計剰余金でございます。

第7款・諸収入の収入済額は、218万8,355円で、延滞金、一般被保険者第三者納付金、一般被保険者返納金等でございます。

以上、100ページの歳入合計では、予算現額25億7,855万3,000円に対する調定額は25億607万7,936円、調定額に対する収入済額が23億9,818万7,322円、不納欠損額が1,254万8,360円、収入未済額が9,534万2,254円となりました。

続きまして、歳出でございます。

102ページをお願い申し上げます。

第1款・総務費の支出済額は3,768万2,775円で、主な支出は、第1項・総務管理費では職員人件費や三重県国民健康保険団体連合会への負担金、第2項・徴収費では、保険料の賦課徴収等に要した経費でございます。

第2款・保険給付費の支出済額は17億2,333万4,033円で、主な支出は、一般及び退職被保険者等の療養諸費、104ページの高額療養費、出産育児一時金、葬祭費の支払いなどに要した経費でございます。

106ページの第3款・国民健康保険事業費納付金の支出済額は4億9,126万5,366円で、主な支出は、社会保険診療報酬支払基金への後期高齢者支援金等でございます。

第5款・保健事業費の支出済額は2,166万6,481円で、特定健康診査等事業費等でございます。

108ページの第6款・基金積立金の支出済額は4,377万9,000円で、財政調整基金への積立金でございます。

第8款・諸支出金の支出済額4,160万1,186円は、前年度療養給付費負担金返還金、国民健康保険関係償還金でございます。

110ページの第9款・予備費の支出はございませんでした。

以上、歳出合計は、予算現額25億7,855万3,000円に対しまして、支出済額が23億5,932万8,841円となり、その結果、差引不用額は2億1,922万4,159円となりました。

続きまして、112ページの実質収支に関する調書でございます。

歳入総額23億9,818万7,000円から歳出総額23億5,932万9,000円を差し引いた歳入歳出差引額は3,885万8,000円となり、これを令和元年度へ繰り越すものでございます。

武岡芳樹会計管理者

続きまして、認定第3号 平成30年度紀北町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてでございます。

議案書の41ページをお願いいたします。

認定第3号 平成30年度紀北町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成30年度紀北町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和元年9月3日提出

紀北町長 尾上壽一

決算書119ページをお願いいたします。

平成30年度 紀北町後期高齢者医療特別会計・歳入でございます。

第1款・後期高齢者医療保険料の収入済額は1億5,563万9,972円、調定額は1億5,927万9,100円で、徴収率は97.72%、前年度が97.55%で、0.17%の増となり、この内、現年度分の徴収率は99.17%、滞納繰越分の徴収率は40.30%でございます。

第2款・使用料及び手数料の収入済額は1,500円で、後期高齢者医療保険料に係る督促手数料でございます。

第4款・繰入金の収入済額は、3億9,455万4,071円で、一般会計からの繰入金でございます。

第5款・繰越金の収入済額は、3,197万7,953円で、前年度の歳計剰余金でございます。

第6款・諸収入の収入済額は、1,461万5,160円で、平成29年度療養給付費負担金の精算金等でございます。

以上、歳入合計は、予算現額5億9,070万9,000円に対する調定額は、6億42万7,784円、調定額に対しまして収入済額が5億9,678万8,656円、不納欠損額が38万4,076円、収入未済額は325万5,052円となりました。

続きまして、歳出でございます。

121ページをお願い申し上げます。

第1款・総務費の支出済額は、1,302万8,993円で、職員人件費や一般事務費に要した経費でございます。

第2款・後期高齢者医療広域連合納付金の支出済額は、5億3,707万6,581円で、三重県後期高齢者医療広域連合への納付金でございます。

第4款・諸支出金の支出済額は、3,155万3,418円で、主な支出は、療養給付費の精算による一般会計への繰出金等でございます。

以上、歳出合計は、予算現額5億9,070万9,000円に対しまして、支出済額が5億8,165万8,992円となり、その結果、差引不用額は、905万8円となりました。

123ページの実質収支に関する調書でございます。

歳入総額5億9,678万9,000円から、歳出総額5億8,165万9,000円を差し引いた歳入歳出差引額は、1,513万円となり、これを令和元年度へ繰り越すものでございます。

武岡芳樹会計管理者

続きまして、認定第4号 平成30年度紀北町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定についてでございます。

議案書の42ページをお願いいたします。

認定第4号 平成30年度紀北町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成30年度紀北町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和元年9月3日提出

紀北町長 尾上壽一

決算書130ページをお願いいたします。

平成30年度 紀北町介護サービス事業特別会計・歳入でございます。

第1款・サービス収入の収入済額は、1億6,315万7,377円で、居宅介護サービス費及び施設介護サービス費による収入でございます。

第2款・県支出金の収入済額は418万7,000円で、地域医療介護総合確保基金事業補助金でございます。

第6款・繰越金の収入済額は1,486万1,664円で、前年度の歳計剰余金でございます。

第7款・諸収入の収入済額は207万6,085円で、主な収入は、第3項・利用料減免補助金で紀北広域連合からの利用者負担額の軽減措置に係る補助金でございます。

132ページをお願い申し上げます。

以上、歳入合計は、予算現額 1 億8,189万4,000円、調定額は、1 億8,440万6,538円、調定額に対する収入済額は、1 億8,428万2,126円、収入未済額は12万4,412円となりました。

続きまして、歳出でございます。

134ページの第1款・総務費の支出済額は、1 億6,331万8,685円で、職員人件費や事務費、施設管理などに要した経費でございます。

第2款・サービス事業費の支出済額は、176万8,496円で、居宅介護サービス事業に要した経費などでございます。

第3款・基金積立金の支出済額は、798万5,000円で、指定介護老人福祉施設基金積立金への積立金でございます。

第4款・公債費の支出はございませんでした。

136ページ、歳出合計は、予算現額 1 億8,189万4,000円に対しまして、支出済額が1 億7,307万2,181円となり、その結果、差引不用額は882万1,819円となりました。

138ページの実質収支に関する調書でございます。

歳入総額 1 億8,428万2,000円から歳出総額 1 億7,307万2,000円を差し引いた歳入歳出差引額は1,121万円となり、これを令和元年度へ繰り越すものでございます。

一般会計及び特別会計 3 件の決算の概要につきましては、以上でございます。

よろしくお願ひ申し上げます。

東清剛議長

次に、認定第5号について詳細説明を求めます。

上野水道課長。

上野隆志水道課長

それでは、認定第5号 平成30年度紀北町水道事業会計決算の内容をご説明させていただきます。

議案書の43ページをお願いいたします。

認定第5号 平成30年度紀北町水道事業会計決算認定について、

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、平成30年度紀北町水道事業会計決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和元年9月3日提出

紀北町長 尾上壽一

それでは、決算書につきまして、ご説明させていただきます。

あわせて決算説明資料も配付させていただいておりますので、よろしくお願いいたします
します。

紀北町水道事業会計決算書の1ページ、2ページをお願いいたします。

1. 平成30年度紀北町水道事業決算報告書でございます。

この報告書は、税込額での記載となっております。

第1款・水道事業収益の決算額は、4億2,464万9,267円で、予算額に対しまして、
545万7,267円の増となっております。

第1項・営業収益の決算額は、3億4,281万9,414円で、主なものといたしましては、
水道使用料等でございます。

次に、第2項・営業外収益の決算額は、8,182万9,853円で、主なものといたしまし
ては、一般会計からの補助金や、長期前受金の戻入等でございます。

支出につきましては、第1款・水道事業費用の決算額は、3億9,706万2,594円で、
不用額が、マイナス53万3,594円となっております。

第1項・営業費用の決算額は、3億6,248万8,942円で、主なものといたしましては、
職員の給与費、検針・集金、水質検査などの委託料、施設の動力費、減価償却費等ご
ざいます。

第2項・営業外費用の決算額は、3,362万7,783円で、主なものといたしましては、
企業債償還利息、消費税及び地方消費税納付額でございます。

第3項・特別損失の決算額は、94万5,869円で、主なものといたしましては、過年度
水道料金の調定減や貸倒引当金の繰入れによるものでございます。

この特別損失におきまして、決算額が予算額を上回る状態となってしまいました。

これは、過年度分の債権整理を行ったことに伴い、貸倒引当金繰入額が発生したこ
とによるものでございます。

貸倒引当金繰入額につきましては、減価償却費などと同様に現金支出を伴わない費
用であることからこのような状況となっており、今後このようなことが無いよう慎重に
予算見積もりに取り組んでまいりますので、ご理解のほど、よろしくお願いいたします。

次に、3ページ、4ページをお願いいたします。

(2) 資本的収入及び支出の収入につきましては、第1款・資本的収入の決算額は、
1億8,978万800円で、予算額に対しまして、200円の減となっております。

第1項・負担金の決算額は、250万円で、消火栓設置工事負担金1基50万円の5基分でございます。

第2項・補助金の決算額は、6,988万800円で、主なものといたしましては、簡易水道事業債等の償還元金にかかる一般会計からの補助金や建設改良事業にかかる県補助金でございます。

第3項・企業債の決算額は、1億1,740万円で、上水道事業債の借り入れとなっております。

支出につきましては、第1款・資本的支出の決算額は、3億4,797万2,680円で、不用額につきましては、1,508万5,320円となっております。

第1項・建設改良費の決算額は、2億1,836万2,185円で、決算書の13ページに200万円以上の工事を掲載しております。

第2項・企業債償還金の決算額は、1億2,961万495円で、内容につきましては、決算書の16ページに、企業債の概況及び23ページから28ページに、企業債明細書を掲載しております。

なお、3ページ下段に、資本的収入額が資本的支出額に不足する額の補てんといたしまして、不足額の1億5,819万1,880円を当年度分消費税資本的収支調整額1,153万8,328円と過年度分損益勘定留保資金260万816円と、当年度分損益勘定留保資金1億2,836万5,500円、建設改良積立金1,568万7,236円で補てんした旨を記載させていただいております。

次に、5ページをお願いいたします。

2. 平成30年度紀北町水道事業損益計算書でございます。

この計算書につきましては、税抜額での記載となっております。

それでは、2列目の収益、費用の合計額によりご説明させていただきます。

1. 営業収益の合計額は、3億1,743万5,282円、2. 営業費用の合計額は、3億5,724万3,778円、3. 営業外収益の合計額は、8,183万514円、4. 営業外費用の合計額は、2,533万6,083円で、これらを差し引きした経常利益は、4列目に記載の額ですが、1,668万5,935円となりました。

5. 特別損失につきましては、94万2,646円で、当年度純利益につきましては、1,574万3,289円となりました。前年度繰越利益剰余金が、9,189万7,839円あり、それに、その他未処分利益剰余金変動額として、建設改良積立金の取崩額1,568万7,236円、それ

らを加えた当年度の未処分利益剰余金は、1億2,332万8,364円となりました。

次に、6ページ、7ページをお願いいたします。

3. 平成30年度紀北町水道事業剰余金計算書でございます。

この計算書につきましては、税抜額での記載となっております。

まず、資本金につきましては、当年度の変動はなく、当年度末残高が、11億2,461万9,413円となっております。

次に、剰余金の資本剰余金につきましては、合計額が7ページの2列目でございますが、当年度の変動はなく、資本剰余金合計額の当年度末残高は、3,866万4,795円となっております。

次に、利益剰余金につきましては、減債積立金は、当年度の変動はなく、当年度末残高は、4,373万7,902円となっております。

建設改良積立金の当年度変動額は、建設改良工事に充てるため、1,568万7,236円を取り崩しましたことから、当年度末残高は、1億734万2,522円となっております。

未処分利益剰余金の当年度変動額は、当年度純利益と建設改良積立金の取崩額を合わせた3,143万525円で、当年度末残高は、1億2,332万8,364円となっております。

利益剰余金の合計といたしましては、2億7,440万8,788円で、当年度末資本の合計は、14億3,769万2,996円となりました。

次に、6ページ下段の4. 平成30年度紀北町水道事業剰余金処分計算書（案）につきましては、先ほどご説明させていただきました、議案第54号の利益の処分案でございますので、よろしくをお願いいたします。

次に、8ページをお願いいたします。

5. 平成30年度紀北町水道事業貸借対照表でございます。これにつきましても、税抜額での記載となっております。

資産の部では、表の右端になりますが、固定資産の合計額が、38億510万6,881円、流動資産の合計額が、2億6,842万4,328円で、資産の合計額は、40億7,353万1,209円となっております。

9ページをお願いいたします。

負債の部では、固定負債の合計額が、14億5,212万3,270円、流動負債の合計額が、1億4,080万3,898円、繰延収益の合計額が、10億4,291万1,045円で、負債の合計額は、26億3,583万8,213円となっております。

資本の部につきましては、資本金が、11億2,461万9,413円、剰余金の合計額が、3億1,307万3,583円で、資本の合計額は、14億3,769万2,996円となっており、負債と資本の合計額40億7,353万1,209円は、資産の合計額と合致しております。

10ページの注記につきましては、決算数値の算出根拠等を記載しております。

11ページからは、決算付属書類となっており、11ページから16ページは、平成30年度紀北町水道事業報告書でございます。

11ページは、平成30年度の収益的収支、資本的収支についての総括的な説明でございます。

12ページは、議会の議決事項と職員に関する事項でございます。

13ページは、200万円以上の建設改良工事の概況でございます。

14ページは、水道事業における業務量で給水契約戸数等でございます。

15ページは、事業収入及び費用に関する事項でございます。

16ページは、重要契約の要旨といたしまして、500万円以上の契約と、企業債の概況を記載しております。

平成30年度末の企業債の未償還残高は、15億8,322万4,392円となっております。

17ページは、キャッシュ・フロー計算書でございます。

18ページから20ページは、収益費用明細書で、税抜きで記載しております。

21、22ページは、固定資産明細書でございます。

23ページから28ページは、企業債明細書でございます。

以上で、平成30年度紀北町水道事業会計決算書の内容説明を終わらせていただきます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

東清剛議長

以上で議案の内容説明並びに決算審査結果の詳細説明を終わります。

これから、各議案の質疑に入りますが、質疑の回数は、議長が宣告した議題について3回以内となっております。

委員会での審査は十分にできますので、自分が所属する委員会に付託される案件については、申し合わせにもありますように、大筋の質疑にとどめていただき、詳細は委員会で行っていただきますようにご配慮をお願い申し上げます。

それでは、各議案に対する質疑を行います。

日程第6

東清剛議長

まず、日程第6 議案第40号 紀北町県営土地改良事業分担金等徴収条例についてを議題といたします。

質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

11番 近澤チヅル君。

11番 近澤チヅル議員

議案第40号なんですけれども、土地開発事業の国と県と地方の団体が行うということで、今回の件は、県が行う土地改良事業ですけれども、今年度の予算がついて、今年が町で計画を練って、来年から工事が始まるという説明でしたが、大変広い土地が対象になるのではないかと思います、具体的に中里というお話がありましたが、1件の農家でできるのか、集団で申請することができるのかどうかお尋ねしたいのと、来年度、工事が始まるということですから、何年かかるのか、今回の計画については。そのための条例制定ということでお伺いします。

東清剛議長

上野農林水産課長。

上野和彦農林水産課長

まず今回のですね、事業に携わる方でございますけれども、この農地中間管理機構関連ということでですね、中間管理権を設定して事業を行っていただくわけですが、これに関わる受益者の方は30名ほどおられます。ただ、事業自体はですね、この中間管理機構へ土地を預けてですね、そちらのほうから事業をやられる方に預け直しをさせていただくということでですね、この事業をやられる方は主に専業で農業をやられる方に、農業をやっていただくということで、農地中間管理機構を通じて、その方に農地の集積を図るという事業でございます。

現在こちらのほうでは、予定されている方は1名の専業の方でございます。

それと、この農地中間管理機構関連農地整備事業につきましては、現在計画策定を進

めております。県とですね、それから町、それから農地を持ってみえる方のお話の中ではですね、できるだけ早くということもございますので、ただ農地を、田んぼをですね、使われていますので、その田んぼを使っている期間を除いたところで、効率的に事業をやりたいということですね、現在調整しているのはですね、来年工事にかかってですね、田んぼを使い終わった後、秋からですね、次の翌年の春までの間にですね、整備できる部分を整備した後、また田んぼをつくっていただいた後、田んぼが終わってから令和3年のですね、秋から令和4年にかけて事業を完了したいと。ですので、令和3年度、工事については2カ年ということでの想定で、現在進めております。ただ現在計画を策定中ですので、こちらについては確定したものではございません。以上です。

東清剛議長

近澤チヅル君。

11番 近澤チヅル議員

詳しく説明していただきまして、受益者負担がゼロということでは有利な事業だと思うんですけども、今回、分担金と条例のところ、分担金ともう1つ、特別徴収に関してはないということでしたが、もうずっとこの事業に関しては分担金とか特別徴収基金はゼロで進んでいくのか。今回のこの件に関してゼロなのか、そこら辺はちょっとお聞きしたいと思います。最後になります。

東清剛議長

上野農林水産課長。

上野和彦農林水産課長

今回のですね、この分担金等徴収条例につきましては、中里の機構関連事業につきましてはですね、分担金は発生いたしません、特別徴収金については発生をいたします。そのためこの条例を制定させていただくということでございます。なお、県営事業におきましてですね、分担金をとるということを想定した事業については、現在、町としては考えておりません。また、現在、県営事業で行われている事業につきましてもですね、今回この徴収条例に基づいてですね、徴収するということはまったく想定しておりません。以上でございます。

東清剛議長

ほかに質疑される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

東清剛議長

以上で、質疑を終わります。

日程第7

東清剛議長

次に、日程第7 議案第41号 紀北町印鑑条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

東清剛議長

以上で、質疑を終わります。

日程第8

東清剛議長

次に、日程第8 議案第42号 紀北町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

東清剛議長

以上で、質疑を終わります。

日程第9

東清剛議長

次に、日程第9 議案第43号 紀北町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

東清剛議長

以上で、質疑を終わります。

日程第10

東清剛議長

次に、日程第10 議案第44号 紀北町税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

11番 近澤チヅル君。

11番 近澤チヅル議員

6月議会でも条例の改正がありましたが、今回は日赤が所有する軽自動車に関する条例ということですが、紀北町には日赤の事業所がないと思うので、これに該当することはないと考えられますが、その点をお伺いします。

東清剛議長

直江税務課長。

直江仁税務課長

議員おっしゃられたとおり日赤の事務所は紀北町内にはございませんので、対象となる車両はございません。

東清剛議長

ほかに質疑される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

東清剛議長

以上で、質疑を終わります。

日程第11

東清剛議長

次に、日程第11 議案第45号 紀北町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

東清剛議長

以上で、質疑を終わります。

日程第12

東清剛議長

次に、日程第12 議案第46号 紀北町子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

東清剛議長

以上で、質疑を終わります。

日程第13

東清剛議長

次に、日程第13 議案第47号 紀北町消防団条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

東清剛議長

以上で、質疑を終わります。

日程第14

東清剛議長

次に、日程第14 議案第48号 紀北町立幼稚園一時預かり保育条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

東清剛議長

以上で、質疑を終わります。

日程第15

東清剛議長

次に、日程第15 議案第49号 紀北町水道事業給水条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

東清剛議長

以上で、質疑を終わります。

日程第16

東清剛議長

次に、日程第16 議案第50号 令和元年度紀北町一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

11番 近澤チヅル君。

11番 近澤チヅル議員

ちょっと議案を探しているのではありません。歳入も歳出も一緒にしてよろしいですか。補正予算ですね。

東清剛議長

補正予算です。

11番 近澤チヅル議員

4ページの歳入のところで説明があったんですけども、歳入の以前にですね、地方債の補正というところで、限度額が追加されたんですけども、国補林道災害復旧事業債は交付率がいいと思うんですが、何%ぐらいなのかどうか。また、町単林道災害復旧事業、これは交付率はどうなのか。またこういうことを事業するには、誰もができるわけではないと思うんですけども、どういう条件でこの起債が追加できたのかどうか伺います。

東清剛議長

水谷財政課長。

水谷法夫財政課長

交付税の歳入につきましては、財政課のほうからお答えさせていただきます。

国補の林道災害復旧事業債につきましては、元利償還金の95%が算入されます。また、単独につきましては、通常は元利償還金の47.5%なんですが、財政力によりまして補正

がございまして、最高85.5%まで算入されることとなります。交付税の算入につきましては、以上でございます。

東清剛議長

上野農林水産課長。

上野和彦農林水産課長

災害復旧事業に関しましては、その災害がですね、補助災害にあたるかどうか、単独災害にあたるかどうかの判断を県を通じてですね、災害査定というのを受けてですね、認められた補助債については農地あるいは農業施設関係につきましてはですね、起債としましては90%まで、その補助金の残額にですね、90%まで起債をかけていただくことができるというふうに聞いております。ですので、また補助債につきましては、補助率につきましてはですね、定額の補助率に対してさまざまな加算がありますので、そちらについて一定の率が決まっているわけではないんですが、有利な補助率が充てられているということでございます。ですので、災害復旧につきましては、その有利な補助債とですね、補助金を使った部分と、それから残りの町の単独分については、起債のほうが充てられるということでございます。以上でございます。

東清剛議長

ほかに質疑される方は。

15番 平野隆久君。

15番 平野隆久議員

18ページの歳出の商工費のところなんですけれども、道の駅管理事業の中で報償費ということで、説明のところを選定委員会という説明があったんですけど、選定委員会とどういうふうな選定をされるのか、まず答弁を求めます。

東清剛議長

玉津商工観光課長。

玉津裕一商工観光課長

お答えいたします。道の駅海山の交流ホールですね、指定管理期間が来年、令和2年3月31日をもって満了いたします。そのためですね、指定管理者を選定するにあたっての候補者選定委員会委員の報償費を計上するものでございます。以上でございます。

東清剛議長

平野隆久君。

15番 平野隆久議員

そういうことは当初ではこれは出てなかったということやな。当初のほうで報償費は17万8,000円、これは管理事業がどうかわからんのですけども、497万6,000円の管理事業の中で報償費というのは17万8,000円あったんですけども、これとまた別ということなんやね。なんで質問したかという、補正でこの選定委員会が普通やったら決まるとのに、なんで補正で出たのかなと思ったんで疑問もあったんで、質問させてもらったんですけども、当初で出てなかったもんで、今回その指定管理の選定委員会をするということで、補正でやったということですね。その点についての再度答弁を求めます。

東清剛議長

玉津商工観光課長。

玉津裕一商工観光課長

今回ですね、道の駅海山の管理事業ということで報償費をあげさせていただきまして、当初予算ではですね、あげておりませんでした。その点ですね、あれなんですけども、今回3月31日をもって契約が満了するということで、この9月議会にあげさせていただいたということでご理解願いたいと思います。

東清剛議長

平野隆久君。

15番 平野隆久議員

基本的にね、管理期間が決まっておると思うんで、本来でしたら当初でね、出しておくべくかなと思う、緊急性があったのかなということで、答弁を求めたんですけども、本来そういう指定管理の期間が決まって、今年度で終わるということやったら、要るといってね、当初であげとくべきだったんじゃないかなと思うんですけども、再度その答弁を求めます。

東清剛議長

玉津商工観光課長。

玉津裕一商工観光課長

現在ですね、取り交わしております契約相手方とは、前回ですね、随意契約をもってですね、契約をしております、今回ですね、急遽ですね、3月31日をもって契約は難しいということがございましたので、ちょっと答弁としては不適正かもしれませんが、緊急性を持ちまして計上させていただきました。以上でございます。

東清剛議長

ほかに質疑される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

東清剛議長

以上で、質疑を終わります。

日程第17

東清剛議長

次に、日程第17 議案第51号 令和元年度紀北町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。

質疑を行います。

質疑される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

東清剛議長

以上で、質疑を終わります。

日程第18

東清剛議長

次に、日程第18 議案第52号 令和元年度紀北町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。

質疑を行います。

質疑される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

東清剛議長

以上で、質疑を終わります。

日程第19

東清剛議長

次に、日程第19 議案第53号 令和元年度紀北町介護サービス事業特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。

質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

東清剛議長

以上で、質疑を終わります。

日程第20

東清剛議長

次に、日程第20 議案第54号 平成30年度紀北町水道事業会計利益の処分についてを議題といたします。

質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

東清剛議長

以上で、質疑を終わります。

日程第21

東清剛議長

次に、日程第21 認定第1号 平成30年度紀北町一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

質疑については、まず歳入全般についての質疑を行います。

歳出については、29ページの1款・議会費から、61ページの6款・商工費までと、61ページ7款・土木費から、89ページの財産に関する調書まで、3分割で質疑を行います。

それでは、11ページから28ページまでの歳入全般の質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

東清剛議長

以上で質疑を終わります。

次に、歳出、29ページの1款・議会費から、61ページの6款・商工費までの質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

東清剛議長

以上で、質疑を終わります。

次に、63ページの7款・土木費から、86ページの財産に関する調書までの質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

東清剛議長

以上で、質疑を終わります。

これで、認定第1号についての質疑を終了いたします。

日程第22

東清剛議長

次に、日程第22 認定第2号 平成30年度紀北町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

東清剛議長

以上で、質疑を終わります。

日程第23

東清剛議長

次に、日程第23 認定第3号 平成30年度紀北町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

東清剛議長

以上で、質疑を終わります。

日程第24

東清剛議長

次に、日程第24 認定第4号 平成30年度紀北町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

東清剛議長

以上で、質疑を終わります。

日程第25

東清剛議長

次に、日程第25 認定第5号 平成30年度紀北町水道事業会計決算認定についてを議題といたします。

質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

東清剛議長

以上で、質疑を終わります。

これで、各議案に対する質疑を終了いたします。

東清剛議長

続きまして、報告案件に入ります。

お諮りします。

日程第26及び日程第27の2件の報告案件については、提案理由並びに内容説明を求め
るため、一括して説明を求めることにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

東清剛議長

異議なしと認めます。

したがって、報告2件については、一括して提案理由並びに内容説明を求めることに
いたします。

それでは、提案者から提案理由の説明を求めます。

尾上町長。

尾上壽一町長

それでは、2件の報告案件につきまして、ご説明をさせていただきます。

報告第4号 平成30年度健全化判断比率の報告についてであります。地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、平成30年度健全化判断比率を監査委員の意見をつけて議会に報告するものであります。

報告第5号 平成30年度公営企業に係る資金不足比率の報告についてであります。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、平成30年度公営企業に係る資金不足比率を監査委員の意見をつけて議会に報告するものであります。

以上、2件の報告案件につきましてご説明申し上げましたが、詳細につきましては、それぞれ担当に説明をいたさせますので、よろしくお願いを申し上げます。

東清剛議長

続いて、各報告案件の内容説明を求めます。

まず、報告第4号についての内容説明を求めます。

水谷財政課長。

水谷法夫財政課長

それでは、報告第4号につきまして説明させていただきます。

議案書の44ページをお願いいたします。

報告第4号 平成30年度健全化判断比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項の規定により、平成30年度健全化判断比率を別紙監査委員の意見をつけて報告する。

令和元年9月3日提出

紀北町長 尾上壽一

この報告につきましては、健全化法第3条第1項の「地方公共団体の長は、毎年度、前年度の決算の提出を受けた後、財政の健全化判断比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を監査委員の審査に付し、その意見をつけて、当該健全化判断比率を議会に報告し、かつ公表を行う」とする規定に基づきまして報告させていただくものであります。

健全化の判断比率には、「実質赤字比率」「連結実質赤字比率」「実質公債費比率」「将来負担比率」の4つの項目があり、この比率が基準以上となると財政の健全化や再生のための計画を策定し、財政の健全化を図らなければならないとされております。

45ページをご覧ください。

健全化判断比率でございますが、実質赤字比率及び連結実質赤字比率につきましては、対象となる会計がすべて黒字であり、赤字は生じておりませんので、数値の記載はございません。

次に実質公債費比率につきましては6.4%で、前年度の7.0%と比べまして0.6%減少していることから、改善されているものとなっております。

改善された要因といたしましては、地方債の償還が進み、元利償還金の額が減少したことなどによるものでございます。

参考に記載しております早期健全化基準の25%と比べましても、低い数値となっております。

次に将来負担比率でございますが5.2%で、前年度は将来負担額を充当可能財源が上回り、マイナス2.7%でありましたので、前年度と比べますと7.9%増加しておりますが、参考に記載させていただいております、早期健全化基準の350%は大きく下回っております。

主な要因といたしましては、地方債残高の増加でございます。

以上、4つの指標のいずれの数値も基準を上回るものはなく、財政の健全性は確保されているものとなっております。

なお、46ページ、47ページにつきましては、紀北町監査委員による意見書でございます。

以上で報告第4号の説明を終わらせていただきます。

よろしく願いいたします。

東清剛議長

次に、報告第5号についての詳細説明を求めます。

上野水道課長。

上野隆志水道課長

報告第5号 平成30年度公営企業に係る資金不足比率の報告について、ご説明させていただきます。

議案書の48ページをお願いいたします。

報告第5号 平成30年度公営企業に係る資金不足比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定により、平成30年度公営企業に係る資金不足比率を別紙監査委員の意見をつけて報告する。

令和元年9月3日提出

紀北町長 尾上壽一

49ページをお願いいたします。

平成30年度紀北町の公営企業における資金不足比率でございますが、水道事業会計

におきましては、資金不足は発生しておりませんので、数字のほうは入っていない状態となっております。

50ページからは監査委員の意見書をつけさせていただいております。

以上でございます。

よろしく願いいたします。

東清剛議長

以上で、報告案件についての提案理由並びに内容説明を終わります。

日程第26

東清剛議長

これから質疑を行います。

日程第26 報告第4号 平成30年度健全化判断比率の報告についてを議題といたします。

質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

東清剛議長

以上で、質疑を終わります。

東清剛議長

ここで、暫時休憩をいたします。25分までですね。

(午後 2時 14分)

東清剛議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午後 2時 25分)

日程第27

東清剛議長

次に、日程第27 報告第5号 平成30年度公営企業に係る資金不足比率の報告についてを議題といたします。

質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

東清剛議長

これで、2件の報告案件についての質疑は終了し、聞き置くことといたします。

以上で、今回提案されました事件についての質疑は、すべて終了いたしました。

日程第28

東清剛議長

次に、日程第28 請願案件を議題といたします。

なお、お手元に配付の請願文書表のとおり請願4件をここに受理することとし、別紙請願文書表を朗読させ説明に代えさせていただきます。

協事務局長。

脇俊明議会事務局長

それでは、請願文書表をお願いいたします。

令和元年9月紀北町議会定例会

令和元年9月3日

請願文書表

請願第2号 令和元年8月7日。件名 義務教育費国庫負担制度の充実を求める請願書。

請願の要旨 義務教育費国庫負担制度が充実され国の責務として必要な財源が確保さ

れるよう採択いただき、国の関係機関に意見書を提出していただくようお願い申し上げます。

請願者住所及び氏名
三重県北牟婁郡紀北町相賀379番地 1
三重県教職員組合紀北支部 支部長 山本浩蔵氏
三重県北牟婁郡紀北町長島444番地
三重県紀北町校長会 会長 吉田由紀夫氏
三重県北牟婁郡紀北町東長島769番地 1
紀北町PTA連絡協議会 会長 東 征彦氏

紹介議員は岡村哲雄議員でございます。

付託委員会は教育民生常任委員会でございます。

続きまして、請願第3号 令和元年8月7日。教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算拡充を求める請願書。

子どもたちの「豊かな学び」の保障にむけ、教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算の拡充を行うよう採択いただき、国の関係機関に意見書を提出していただくようお願い申し上げます。請願者、紹介議員、付託委員会及び同上でございます。

続きまして、請願第4号 令和元年8月7日。子どもの貧困対策推進と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求める請願書。

子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度が拡充するような採択いただき、国の関係機関に意見書を提出していただくようお願い申し上げます。請願者、紹介議員、付託委員会ともに同上でございます。

続きまして、請願第5号 令和元年8月7日。防災対策の充実を求める請願書。

子どもたちの安心・安全を確保するため、巨大地震等の災害を想定した防災対策の充実をはかるよう採択いただき、国の関係機関に意見書を提出していただくようお願い申し上げます。請願者、紹介議員、付託委員会及び同上でございます。

以上でございます。

東清剛議長

以上で請願案件の説明を終わります。なお、受理した請願については文書表のとおり所管の常任委員会に付託することになりますので、ご報告申し上げます。

東清剛議長

ここで、決算認定議案が提出されたことにより、追加議案を提出するため、この場で
暫時休憩いたします。

(午後 2時 28分)

東清剛議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午後 2時 30分)

日程の追加

東清剛議長

お諮りいたします。

ただいま、配付しました1件を日程に追加し、別紙議事日程のとおり追加日程として、
直ちに議題としたいと思いますが、異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

東清剛議長

異議なしと認めます。

したがって、この1件については、日程に追加し、別紙追加議事日程のとおり、直ち
に議題とすることに決定しました。

追加日程第1

東清剛議長

追加日程第1 発議第1号 決算特別委員会設置に関する決議を議題といたします。

お諮りいたします。

本件については、決算認定議案5件を審査するため、地方自治法第109条及び紀北町

議会委員会条例第6条の規定により、委員6人で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して審査を行うこととし、また審査期間については、審査が終了するまでとし、閉会中もなお審査を行うことにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

東清剛議長

異議なしと認めます。

したがって、決算認定の審査にあたっては、委員6人で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して審査を行うことにし、また審査期限については審査が終了するまでとし、閉会中もなお審査を行うことに決定します。

決算特別委員会委員の指名

東清剛議長

お諮りします。

ただいま設置されました決算特別委員会の委員の選任については、紀北町議会委員会条例第8条の規定により、議長において指名することにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

東清剛議長

異議なしと認めます。

したがって、委員の選任については、議長において指名することに決定します。

お諮りいたします。

決算特別委員会の委員に、

1番	宮地 忍君	2番	田島明良君
4番	岡村哲雄君	6番	原 隆伸君
7番	奥村 仁君	11番	近澤チヅル君

の6人を指名いたします。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

東清剛議長

異議なしと認めます。

したがって、決算特別委員会の委員には、ただいま議長が指名したとおり、選任することに決定します。

東清剛議長

決算特別委員会の委員が決定されましたので、紀北町議会委員会条例第10条第1項の規定により、直ちに決算特別委員会を招集し、正副委員長の互選を行わせることにいたします。

なお、委員長の互選に関する職務は、同条第2項の規定により、年長の委員が行うこととなります。

また、委員長が決定しましたら、新委員長の招集した委員会に切り替えていただき、副委員長の互選を行っていただきたいと思います。

東清剛議長

それでは、決算特別委員会を開催するため、暫時休憩といたします。2時45分まで休憩いたします。

(午後 2時 33分)

東清剛議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午後 2時 45分)

東清剛議長

ただいまの互選結果について報告いたします。

決算特別委員会委員長に、原 隆伸君

副委員長に、奥村 仁君が就任されました。
決算審査にあたっては、よろしく願いいたします。

東清剛議長

ここで委員会付託表を配付するため、この場で暫時休憩します。
委員会付託表を配付お願いします。

(午後 2時 43分)

東清剛議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午後 2時 44分)

委員会付託

東清剛議長

配付漏れはございませんか。

お諮りいたします。

本日の議題となっております案件については、会議規則第39条第1項の規定により、別紙委員会付託表のとおり、所管の常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

東清剛議長

異議なしと認めます。

したがって、別紙委員会付託表のとおり、各担当委員会に付託することに決定いたしました。

東清剛議長

これで、本日の日程は全て終了いたしました。

なお、付託案件の審査については、明日の4日は総務産業常任委員会、5日は教育民生常任委員会の開催ということであります。開催時間はいずれも午前9時30分からの開催になります。委員会の運営については、各委員長において取り計らいをよろしくお願い申し上げます。

東清剛議長

本日は、これで散会いたします。

(午後 2時 45分)

地方自治法第 123条第 2 項の規定により下記に署名する。

令和元年 11 月 2 5 日

紀北町議会議長 東 清剛

紀北町議会議員 大西瑞香

紀北町議会議員 原 隆伸